



第4期高森町地域福祉プラン

(地域福祉計画及び地域福祉活動計画)

令和7年度～令和11年度

～みんなで支え合い 健康で安心のある暮らし～



令和7年3月
高森町
高森町社会福祉協議会

ごあいさつ



高森町では、地域福祉活動を推進する計画として平成22年に第1期高森町地域福祉プランを策定して以来、時代とともに変化する住民の皆さまの福祉ニーズにお応えするため、5年ごとに本プランを見直し、時代に即した活動推進に取り組んでおります。

少子高齢化や核家族化、地域社会の希薄化が進み社会情勢が大きく変化している中、相互扶助機能の低下による社会的孤立世帯の増加、介護サービス事業などの地域支援、生活困窮者支援や子どもの貧困対策など、ますます複雑・多様化している地域の福祉ニーズを踏まえ、これまでの計画を継承し更に様々な地域福祉の課題解決に向けて、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第4期高森町地域福祉プラン（地域福祉計画及び地域福祉活動計画）」を策定いたしました。

本計画では、福祉に関するより一層充実した取組を図ることで、町民をはじめ行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員や福祉推進員、福祉サービス事業所、各種関係機関などが、町及び社会福祉協議会と協働することにより、全ての町民が安心して暮らせる、人にやさしいまちの実現を目指します。

今後は、住民の皆さま及び事業者の方々とより一層の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいりたいと思いますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、調査などを通じ貴重なご意見をいただきました皆さま並びに本計画の策定にあたり熱心なご討議・ご提案をいただきました高森町地域福祉プラン策定委員の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月

高森町長
高森町社会福祉協議会長

草村 大成

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 地域福祉とは	3
3. 自助、互助、共助、公助の視点	3
4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
5. 計画の位置づけ	5
6. 計画の期間	6
7. 計画の策定体制	6
第2章 高森町の地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1. 統計データからみる高森町の現状	7
2. 町内施設の状況	14
3. 地域活動の状況	16
4. アンケート調査の結果	18
5. 計画策定に向けての課題の整理	35
第3章 計画の基本方針	37
1. 基本理念	37
2. 基本目標	38
3. 施策の体系	39
4. 地域共生社会の実現に向けて（重層的支援体制整備事業の推進）	40
5. 高森町再犯防止推進計画	42
6. 高森町の地域福祉における SDGs	44

第4章 計画の推進	45
1. 関係機関等との連携・協働	45
2. 計画の進行管理	46
資料編	47
1 第3期高森町地域福祉プランの評価	47
2 第4期高森町地域福祉プランの取組内容	49
3 高森町地域福祉プラン策定委員会設置要綱	64
4 高森町地域福祉プラン策定委員会委員名簿	79

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきています。このような個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050 問題、ダブルケア、社会的孤立など）してきており、これまでの高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとの公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しており、その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠とされています。

高森町及び高森町社会福祉協議会では、令和2年3月に「第3期高森町地域福祉プラン」として地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、地域で支え合い、全ての人がいきいき輝き、安心して暮らせるまちづくりを目指し、町民、関係団体、行政等の連携により地域福祉の推進を図ってきました。

本計画が、令和6年度で終了することから、引き続き地域社会の現状や課題、国・県の動向を踏まえ、「第4期高森町地域福祉プラン」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

注)「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限り平仮名で表記しています。ただし、法令等に基づく用語や施設の固有名詞等については「害」の字を使用しているため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生 社会実現本部の設置	・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成 29 年 6 月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための 介護保険法等の一部を改正する法律」 （平成 30 年 4 月施行）	・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成 29 年 12 月	「社会福祉法に基づく市町村 における包括的な支援体制の 整備に関する指針」の策定・ 公表及び関連通知の発出	・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和 2 年 6 月	「地域共生社会の実現のため の社会福祉法等の一部を改正 する法律」の公布 （令和 3 年 4 月施行）	・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和 3 年 3 月	「地域共生社会の実現に向け た地域福祉の推進について」 の改正	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、「福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」と捉えることができます。行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題解決に向けて自発的に取り組み、それぞれが役割を果たしながら、地域全体で力を合わせることで誰もが安心して暮らせる地域が地域福祉の充実した姿です。

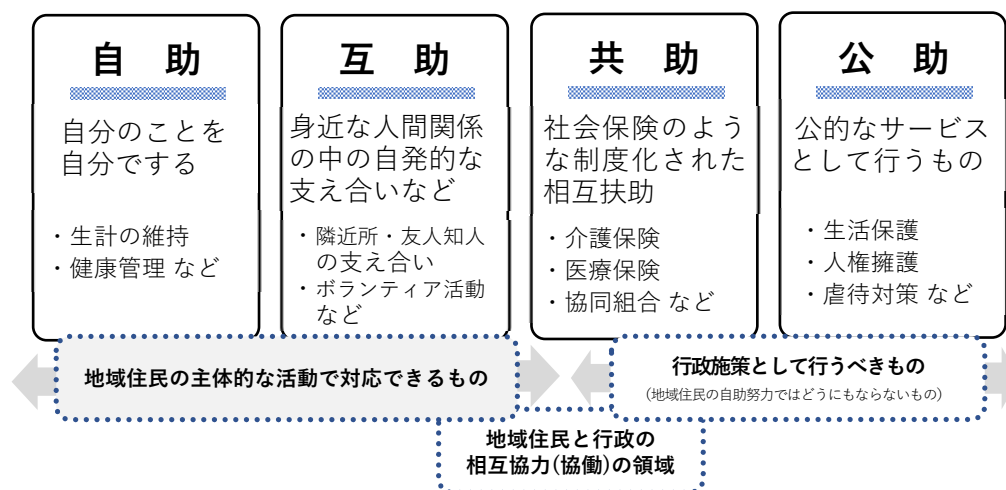
また、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等といったそれぞれの分野における専門性は互いに活用しながら、それぞれの関係者・関係機関のネットワークの中で、介護や障がいの有無等に関わらず、従来の支える側・支えられる側という関係性から「支え合う」関係性へと発展した「地域共生社会」の実現に向けた取組も推進していく必要があります。

3. 自助、互助、共助、公助の視点

「高森町地域福祉プラン」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すことになります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住む全ての人たちにとって住みやすいところとなるためには、まずは、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）が大切になります。同時に、社会保険制度などの相互扶助（共助）は家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。また、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、対象者を定めて準備される公的なサービス（公助）が分野別に支援を行っています。

本町の介護分野の地域包括ケアシステムにおいても、この4つの「助」により各主体の役割分担を明確にし、取組を推進しています。



4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

公的なサービスの提供だけでは対応できない問題や困りごとは、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育などの生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、団体、事業所、行政等が連携し、包括的・総合的に支援していく必要があります。

このような「地域共生社会」の実現のために、具体的な取組を示したのが「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

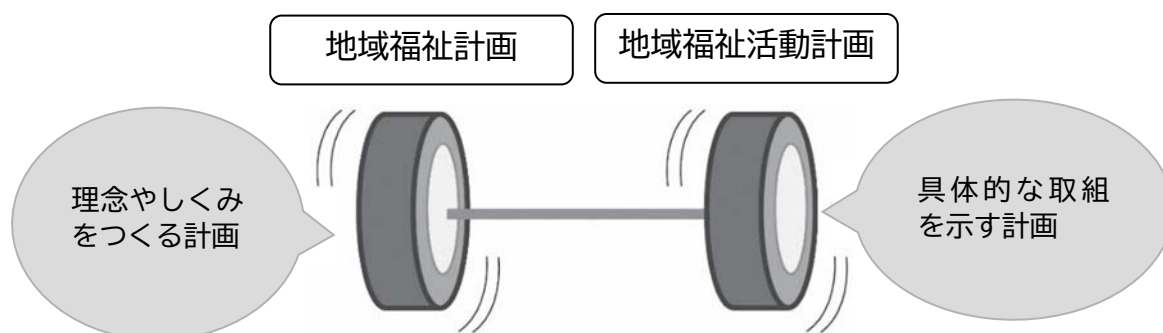
「**地域福祉計画**」は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する行政計画です。そのため、「地域福祉計画」は、こうした規定に基づき、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくりなど総合的な方向性と、地域の課題を解決していくために取り組む内容を示します。

一方、「**地域福祉活動計画**」は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。

社会福祉法第 109 条において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

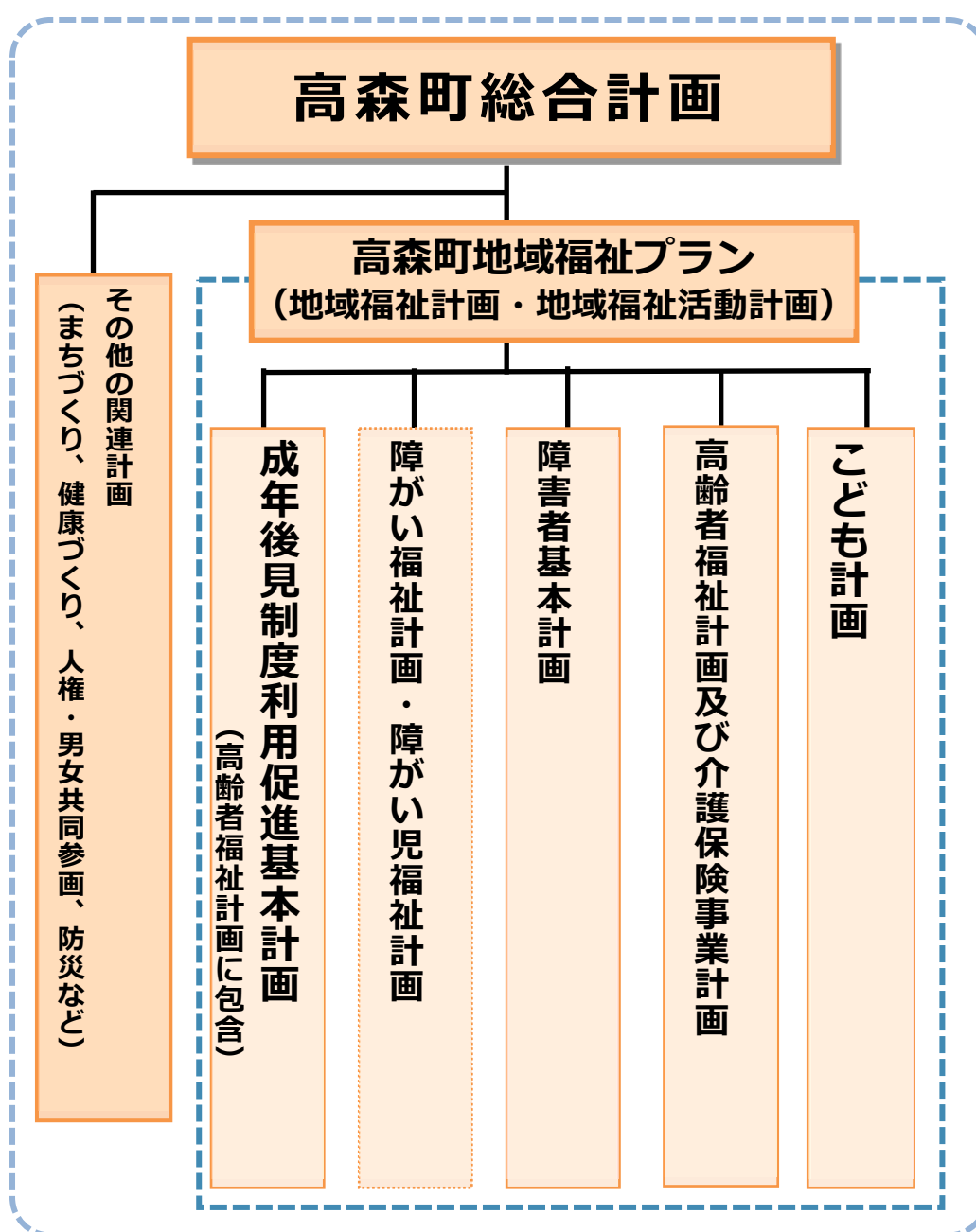
そのため、「地域福祉活動計画」は、市町村が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取組を示します。

今回策定する「高森町地域福祉プラン」は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両方の内容を盛り込んだ一体型とすることとします。



5. 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、各種個別計画とは基本的な理念を共有するなどし、調和が図られた内容とします。各計画において、既に施策や取組が体系的に実践されていることや、社会福祉法等において計画に盛り込むべき事項として規定された内容を踏まえて、本計画に具体的に掲げる取組等は、地域福祉の推進に資する要素を含むものにとどめます。各種個別計画と重なる部分については、その全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。



6. 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や制度改正等を踏まえ、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3期高森町地域福祉プラン 高森町地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間					第4期高森町地域福祉プラン				
				見直し					

7. 計画の策定体制

(1) 高森町地域福祉プラン策定委員会の設置

計画策定の基本組織として地域福祉に関わる関係団体代表や学識経験者等で構成する「策定委員会」を設置し、計画原案の検討等を行います。

(2) アンケート調査の実施

町民の方の地域福祉意識やニーズを把握するため、「日常生活の状況」や「地域での助け合いに関する考え方」等についての意見をお伺いし、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査時期	令和6年10月
調査対象者	町内在住の18歳以上の方
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	1,000件
有効回答数	406件（回収率 40.6%）

(3) パブリックコメントの実施

計画案を高森町及び高森町社会福祉協議会それぞれのホームページ並びに窓口で公表し、令和7年3月に計画内容全般に関する意見募集を行いました。

第2章 高森町の地域福祉を取り巻く現状と課題

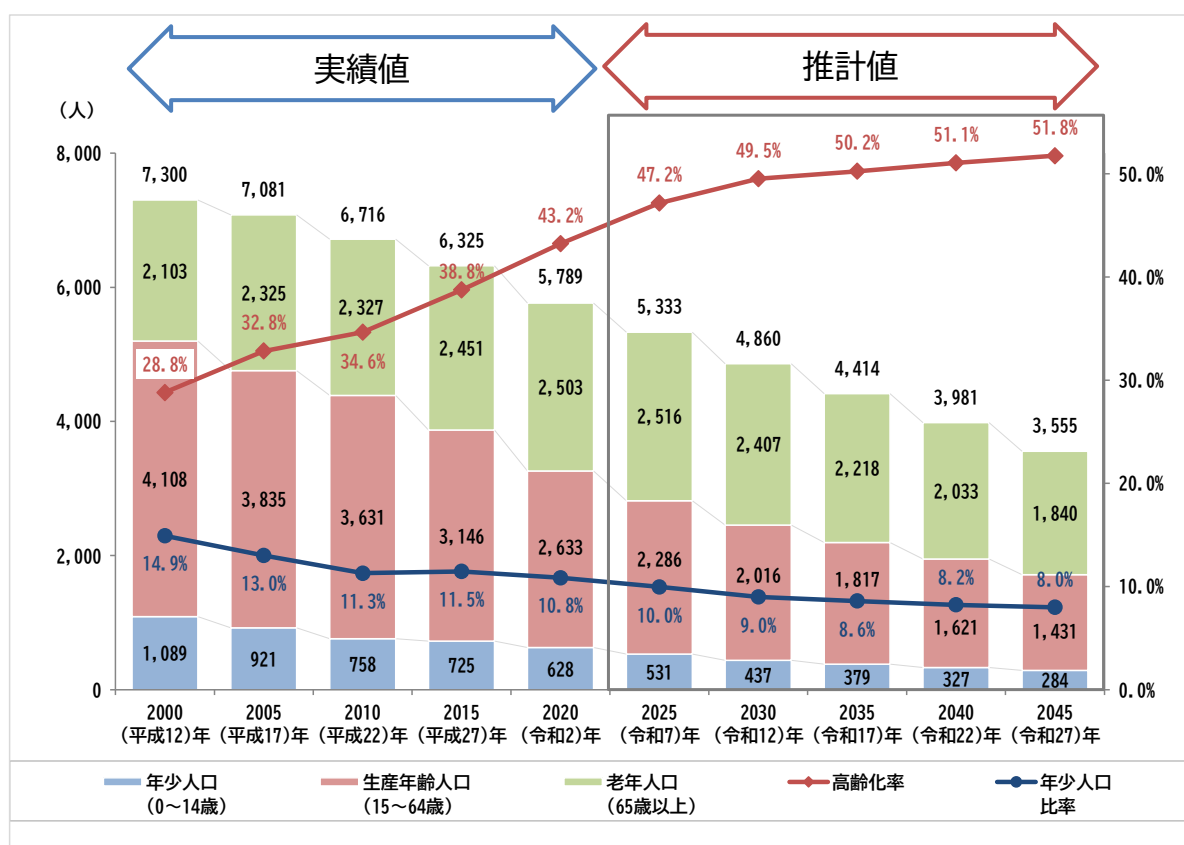
1. 統計データからみる高森町の現状

(1) 人口の状況

令和2年の国勢調査によると、総人口は5,789人となっており、平成27年より536人減少しています。これを年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少していますが、老年人口は増加している状況です。今後もこの傾向が続き人口の減少が見込まれ、老年人口も2025年をピークに減少に転じ人口減少が加速化することが予測されています。

また、高齢化率は年々上昇しており、令和2年以降は高齢化率が4割を超え、以後緩やかに上昇していくことが見込まれます。

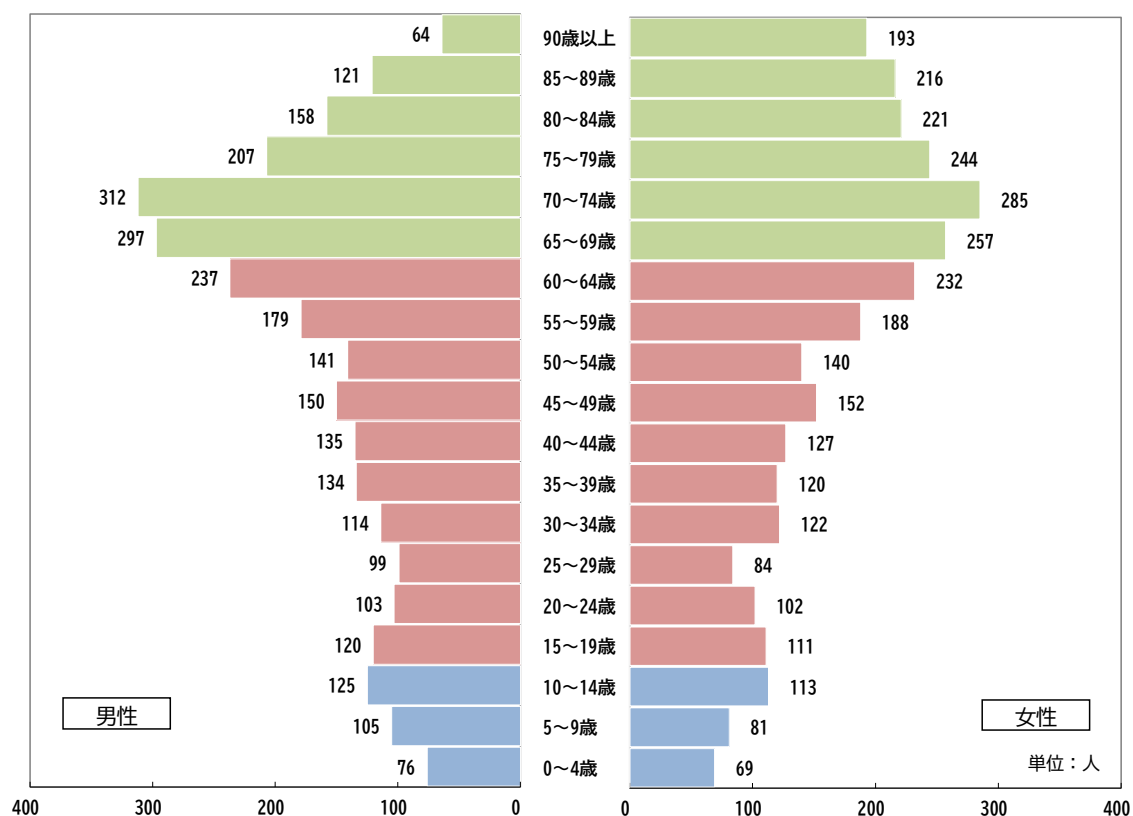
■年齢3区分別人口の推移と将来推計



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研（令和7年～令和27年）

人口を年齢階層別にみると、70 歳～74 歳の層が最も多くなっており、65 歳～69 歳の層も多いことから、今後5年間で、さらに高齢化が進み、70 歳以上の高齢者が増加することが見込まれます。

■人口ピラミッド



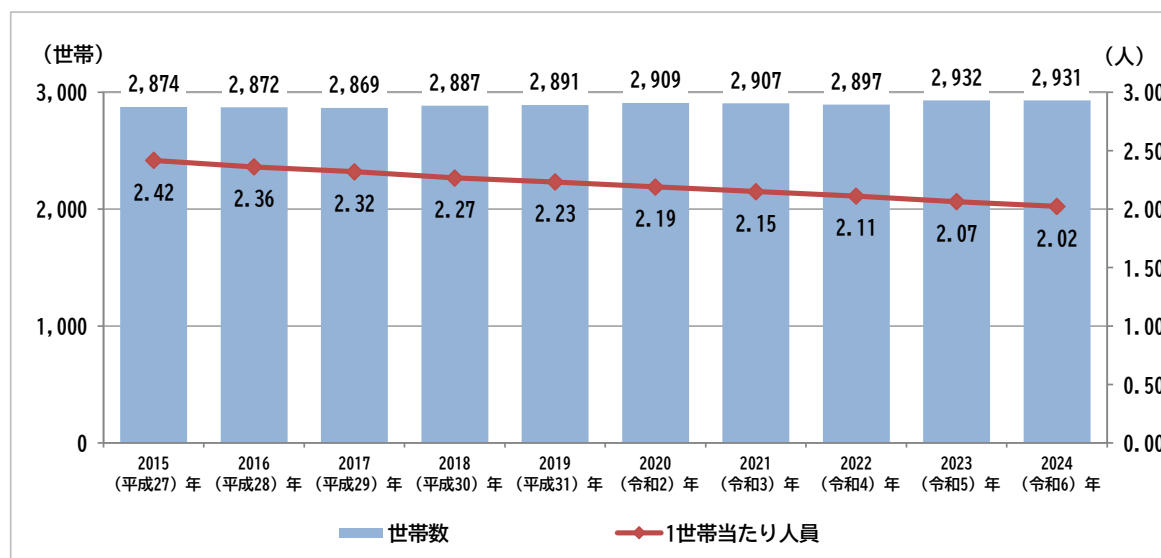
出典：令和6年1月1日 住民基本台帳

(2) 世帯の状況

令和6年の世帯数は2,931世帯となっており、平成27年と比較して57世帯増加しています。一方、1世帯当たりの人員は平成27年より緩やかに減少を続けており、令和6年では2.02人となっています。

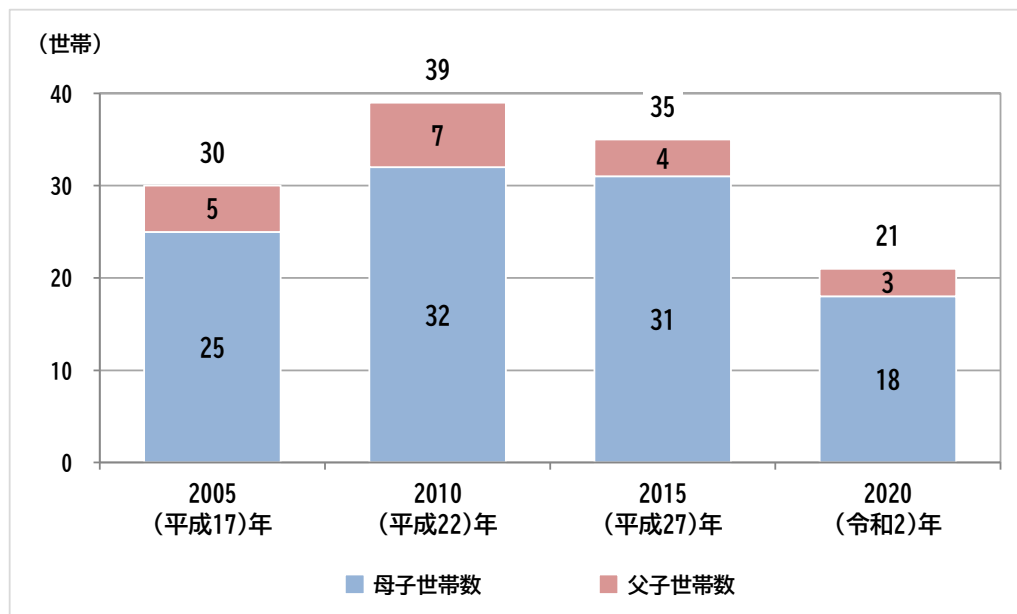
ひとり親世帯数の推移については、平成22年をピークに減少しており、令和2年では21世帯となっています。

■世帯数と世帯当たり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

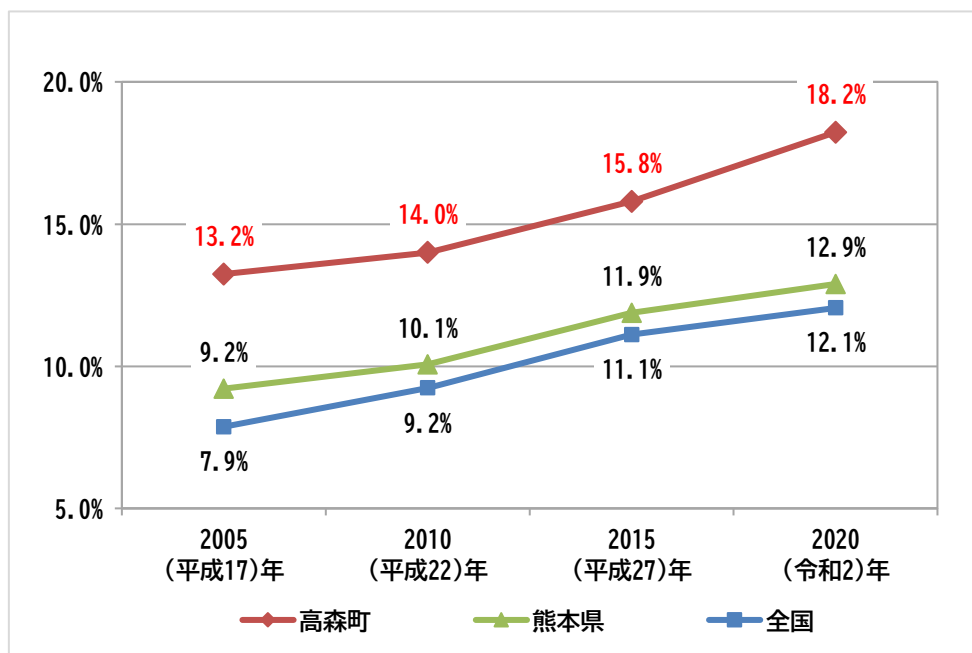
■ひとり親世帯数の推移



出典：国勢調査

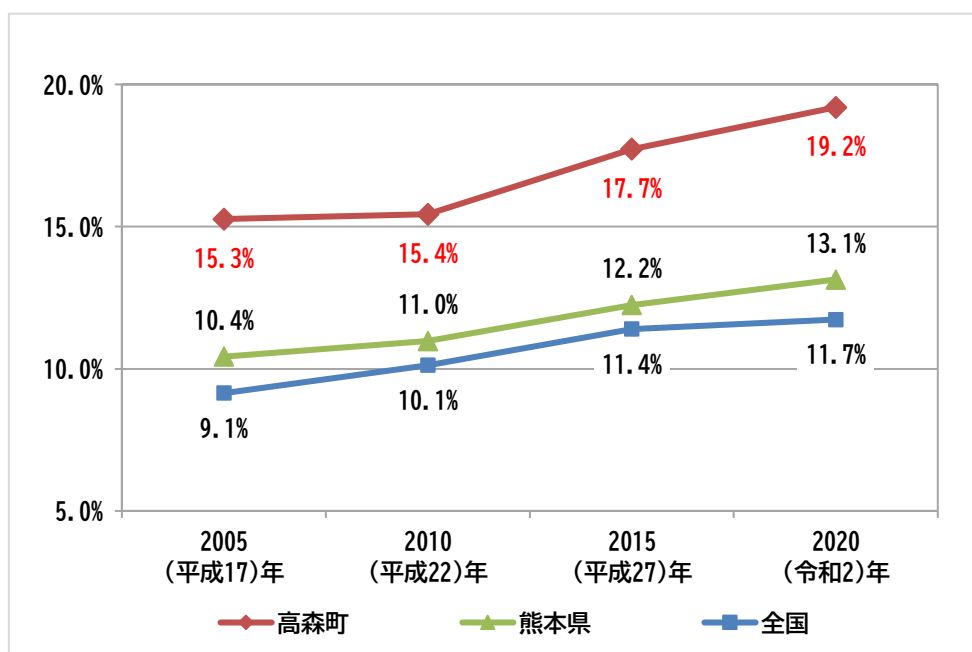
高齢単身者世帯割合及び高齢夫婦世帯割合はともに、年々増加しており、2020（令和2）年では高齢単身者世帯が18.2%、高齢夫婦世帯が19.2%となっています。

■高齢単身者世帯割合の推移



出典：国勢調査

■高齢夫婦世帯割合の推移

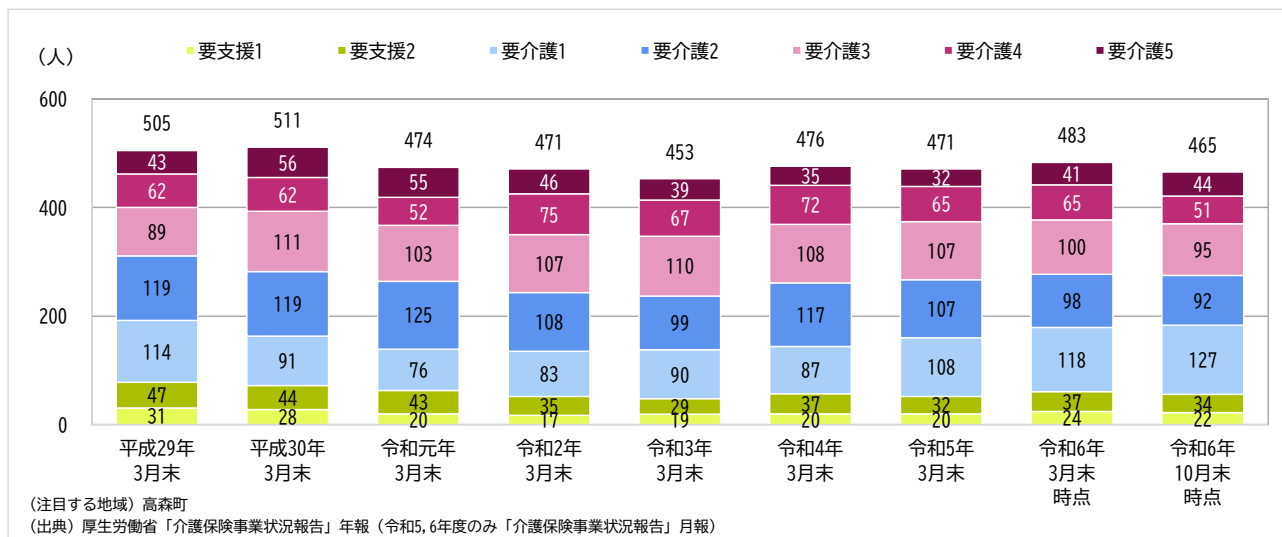


出典：国勢調査

(3) 要支援・要介護認定者の状況

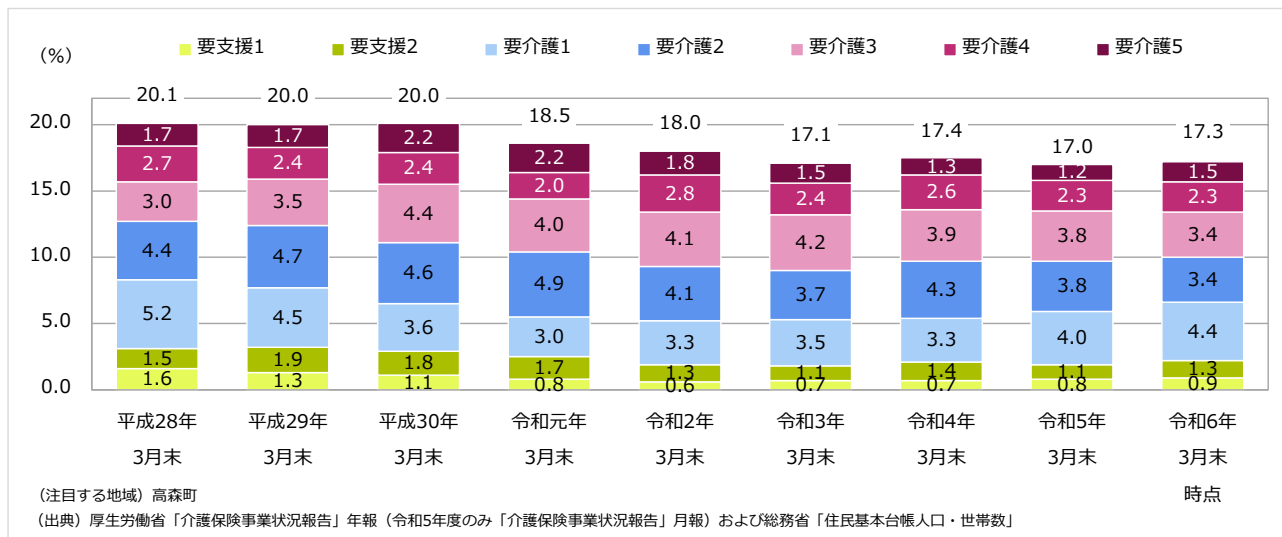
要介護度別認定者数の推移をみると、令和元年以降 470 人前後で推移しています。また、要介護認定率も令和元年以降減少し、令和 6 年 3 月末時点で 17.3%となっています。

■要介護度別認定者数の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和 7 年 2 月取得）

■調整済み要介護認定率の推移



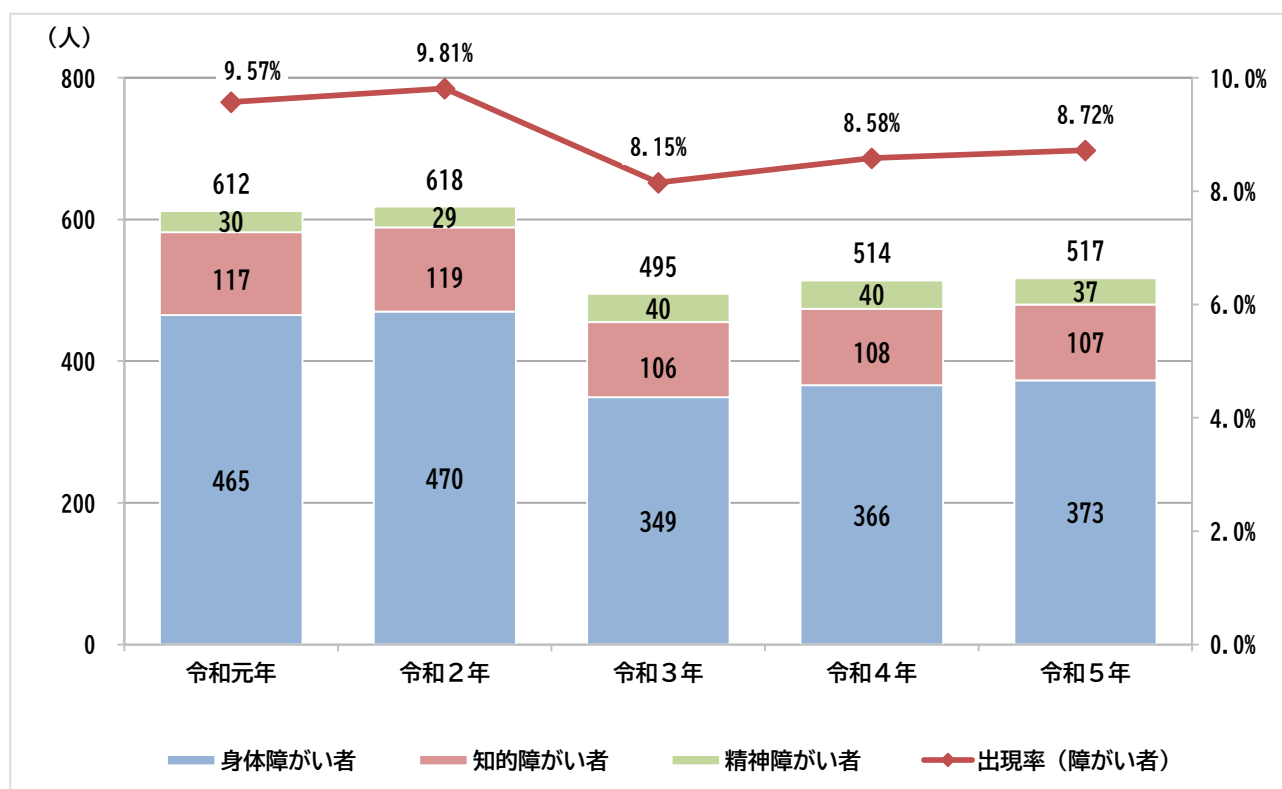
出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和 7 年 2 月取得）

(4) 障がい者・児の状況

障がい者・児の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計、重複含む）は、令和5年12月末現在で517人、人口に対する障がいのある人の割合は8.72%となっています。

また、人口に対する障がいのある人の割合は減少傾向にありますが、町民の約11.47人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況でもあります。

■障害者手帳所持者数の推移

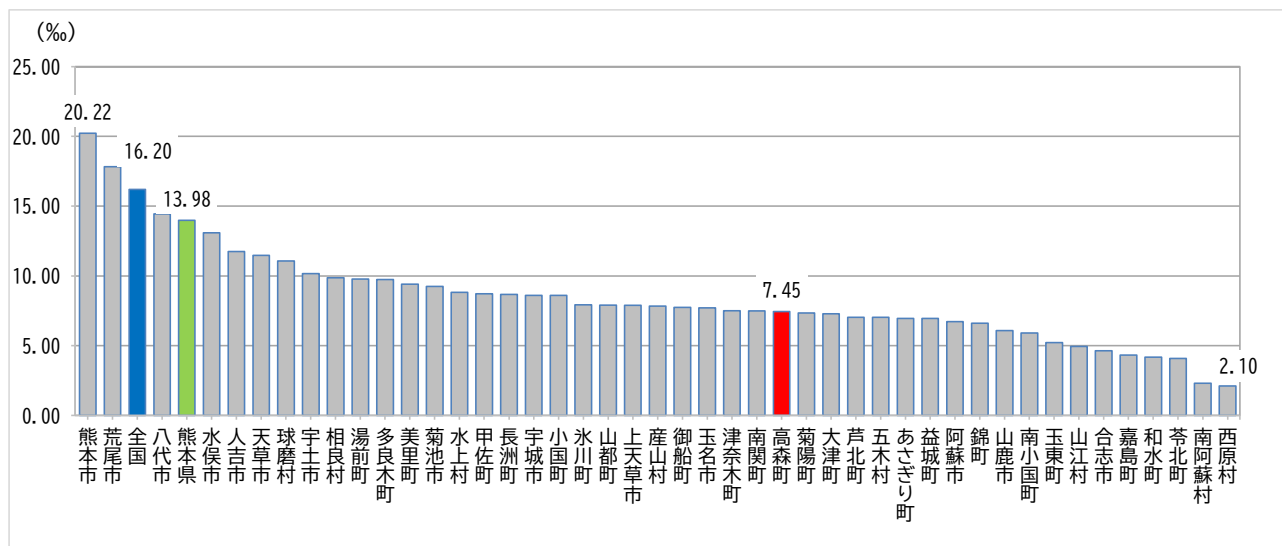


出典：高森町障がい福祉計画

(5) 経済的支援が必要な人の状況

① 県内市町村別生活保護受給率の状況

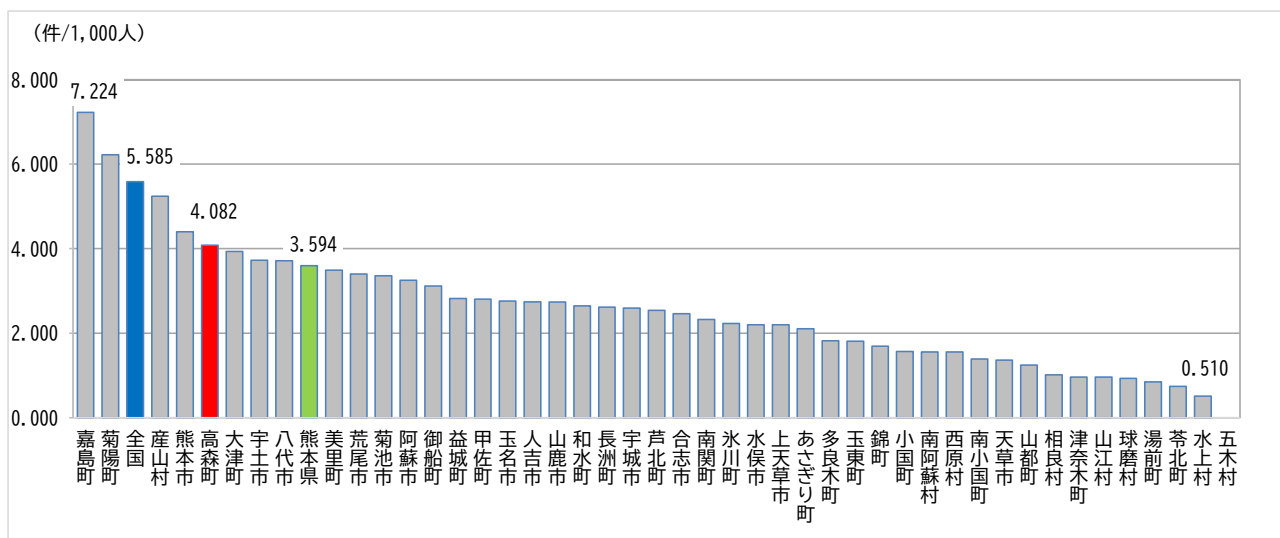
本町の生活保護受給率は 7.45% となっており、国・県に比べ低く、県内では中位となっています。



出典：熊本県の生活保護（令和4年度）

(6) 犯罪率の状況

本町の犯罪率の状況は人口 1,000 人当たり 4.082 件となっており、国より低く、県より高くなっています。県内でも高位となっています。



出典：熊本県警発生市町村別犯罪率（令和5年中），全国：令和5年警察白書

※「犯罪率」＝人口 1000 人あたりに占める刑法犯の発生件数

2 町内施設の状況

(1) 高齢者福祉・介護保険関連施設

本町には特別養護老人ホーム2箇所、デイサービスセンター4箇所、ショートステイ1箇所、地域福祉相談センター1箇所、グループホーム2箇所、有料老人ホーム1箇所、地域包括支援センター1箇所、居宅介護支援事業所6箇所があります。

【高齢者福祉・介護保険関連施設】

(単位：箇所)

種 別	施設数合計	施設名
特別養護老人ホーム	2	・梅香苑 ・ひめゆり
養護老人ホーム	0	
デイサービス	4	・つくし ・casa 昭和町 G-7 ・ひめゆり ・あそ和楽
ショートステイ	2	・梅香苑 ・ひめゆり
心配ごと相談所	1	・高森町社会福祉協議会
グループホーム	2	・あそ和楽 ・あそ喜楽
有料老人ホーム	1	・あそ結楽
介護老人保健施設	0	
介護療養型医療施設	0	
通所リハビリテーション	0	
包括支援センター	1	高森町地域包括支援センター
居宅介護支援事業所	6	・高森町社会福祉協議会 ・梅香苑 ・つくし ・アシスト高森 ・指定南阿蘇居宅支援事業所 ・阿蘇郡市医師会南部ケアプランセンター

出典：住民福祉課（令和7年3月1日現在）

(2) 児童福祉施設

本町には、保育所3園、認定こども園1園、認可外保育施設1園、子育て支援センターが1箇所あります。

種 別	施設数合計	施設名
保育所	3	・色見保育園 ・高森保育園 ・高森東保育園
認定こども園	1	・認定こども園高森幼稚園
認可外保育施設	1	・森のようちえん おてんとさん
子育て支援センター	1	・高森町子育て支援センター

(3) 障がい者支援施設

本町では、高森町社会福祉協議会訪問介護事業所が居宅介護支援を実施し、障がい者支援施設高森寮が生活介護、短期入所、施設入所者支援、就労継続支援B型、共同生活援助、計画相談支援に取り組んでいます。

【障がい者支援施設】

(単位：箇所)

種 別	施設数合計	施設名
居宅介護（ホームヘルプ）	1	高森町社会福祉協議会
重度訪問介護	0	
行動援護	0	
同行援護	0	
療養介護	0	
生活介護	1	障がい者支援施設高森寮
短期入所	1	障がい者支援施設高森寮
施設入所支援	1	障がい者支援施設高森寮
自立訓練（機能訓練）	0	
自立訓練（生活訓練）	0	
就労移行支援	0	
就労継続支援 A 型	0	
就労継続支援 B 型	1	就労支援センターたかもり
共同生活援助（グループホーム）	1	障がい者支援施設高森寮
計画相談支援	1	相談支援事業所たかもり寮
地域相談支援（地域移行・地域密着）	0	

出典：住民福祉課（令和7年3月1日現在）

3 地域活動の状況

(1) 老人クラブの状況

本町には、12 の老人クラブがあり、自らの教養を高めるため各単位クラブ会員の個人個人の特技・趣味を活かした（演芸・地域環境・多世代交流・軽スポーツなど）活動を通し、健康増進や社会奉仕にと務めると共に、趣味や娯楽を楽しみ、より豊かな生活をおくるため、それぞれ地域の実情にあった活動を行っています。第3期計画の中に2クラブ増。更に次期計画進行中に新たなクラブ創設を目指し、地域の安全・安心な居場所づくりを進めます。

【高森町老人クラブ連合会活動の主な行事】

- 高森町健康づくりスポーツ大会
- 高森町演芸大会
- グラウンド・ゴルフ大会、パークゴルフ大会

(2) 社会福祉協議会の状況

高森町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な役割として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

制度の狭間にある福祉課題や社会的支援を必要とする人々への対応、地域の福祉ニーズの解決に向けて、「かたろう会」（地域生活課題の取組み）推進の取組みや「阿蘇やまびこネットワーク」（小地域での見守りによる支え合いネットワーク事業（安全な地域づくり）・サロン活動の推進・ボランティアセンター事業等）において、行政とのパートナーシップにより、地域住民や地域のあらゆる団体とが協働した、「福祉コミュニティづくり」と「地域に根ざした支援体制づくり」を進めています。

(3) 民生委員・児童委員の状況

令和5年12月現在、本町では31人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員2人）が活動しています。

民生委員・児童委員は、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする方の生活に関する相談に応じて必要な助言や援助を行うとともに社会福祉を目的とする事業団体等と密接に連携してその事業を支援し、また、社協、高森町地域包括支援センター等の関係機関との連携協力する活動を行なっています。

また、民生委員・児童委員内の児童福祉に関わる問題を専門的に担当する主任児童委員は、児童福祉・教育関係機関・施設等との連絡、区域担当民生児童委員への援助活動、要援護児童やその家庭への援助等の活動を行なっています。

(4) ボランティア活動の状況

高森町ボランティア連絡協議会には31の団体が加入して環境活動や地域福祉活動等、福祉のまちづくりに協力しており、様々な分野での活動のなかで、社会的にも大きな役割を担っています。

また、地域福祉の担い手であるボランティアへの支援や、地域が一体となり災害時にも強い福祉コミュニティづくり推進の重要性が求められ、ボランティア活動による生きがいづくりや福祉のまちづくり推進への役割が期待されていることから、社会福祉協議会では令和2年度に高森町ボランティアセンターを設置し、団体のボランティア活動と住民ボランティア活動相互を幅広く機能できる取組を行います。

(5) 通いの場の状況

令和7年3月現在、本町では50箇所の通いの場が立ち上がり、住民主体で活動しています。「集まるだけで介護予防」を合言葉に、いきいき百歳体操、ボッチャ、eスポーツ、茶話会など地域ごとの活動が週1回実施されています。

町としては通いの場ごとに半年に1度の体力測定、町全体のボッチャ大会、eスポーツオンライン交流戦（月2回）、スマホ・パソコン教室、カラオケ、麻雀など様々なイベントを企画し、高齢者のモチベーション維持向上に努めています。

高齢者の通いの場参加率は年々増加し、国の目標（8%）を大きく上回る19.8%となっていますが、今後も通いの場の活性化を図り、健康寿命の延伸と介護保険料の低減に向けて町民全体で取り組みます。

4. アンケート調査の結果

(1) 住民アンケート調査

① 調査の概要

目的	町民の方の地域福祉意識やニーズを把握するため、「日常生活の状況」や「地域での助け合いに関する考え方」等についての意見をお伺いし、計画策定の基礎資料とすること
調査時期	令和6年10月
調査対象者	町内在住の18歳以上の方より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布数	1,000件
有効回収数・有効回答率	406件（回収率 40.6％）

② 調査結果の概要

ア 現在の幸福度等について

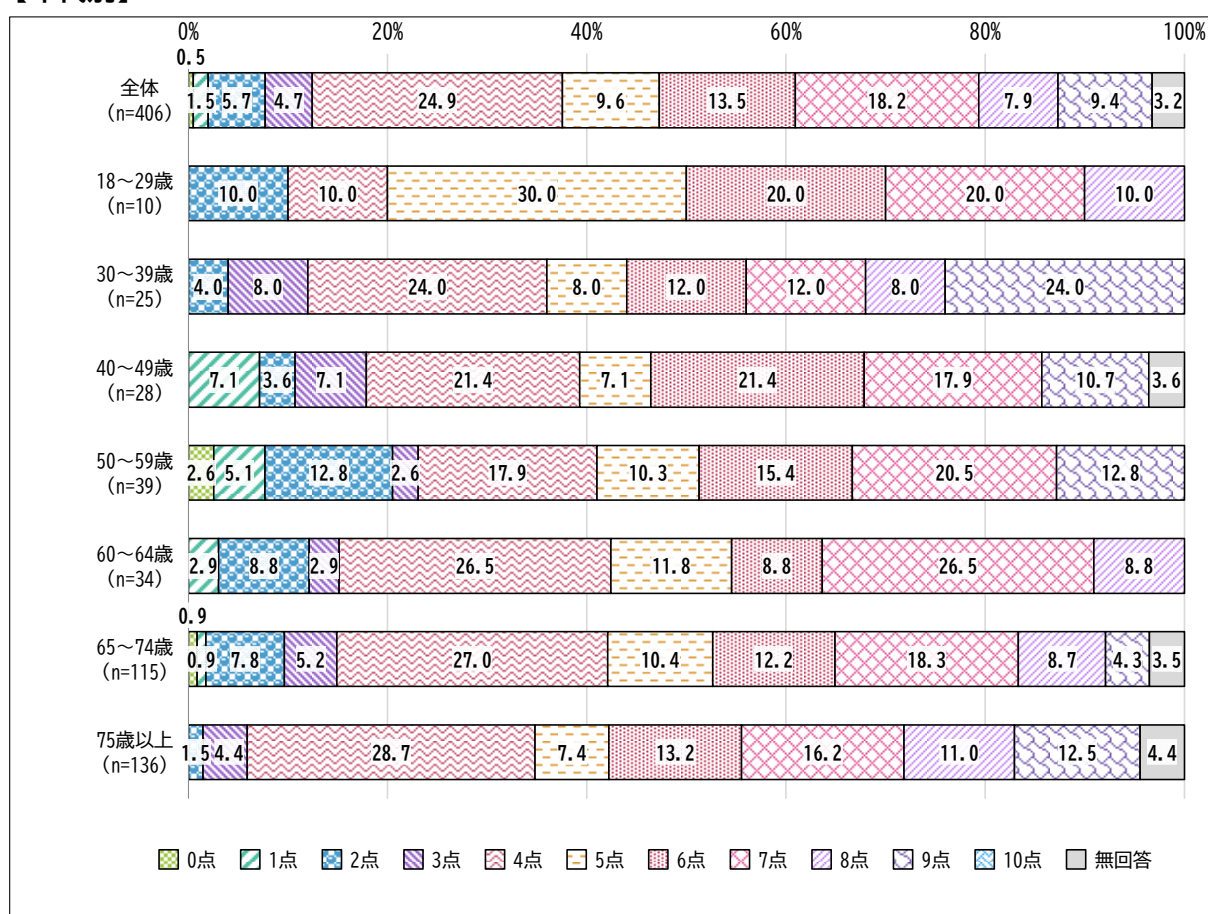
【現在、どの程度幸せですか】

(「とても不幸せ(0点)」から「とても幸せ(10点)」の間で選択)

◇「4点」が24.9%と最も高く、次いで「7点」18.2%、「6点」13.5%となっています。

◇「幸福度が高い：9点+10点」は9.4%と1割を切っています。

【年代別】

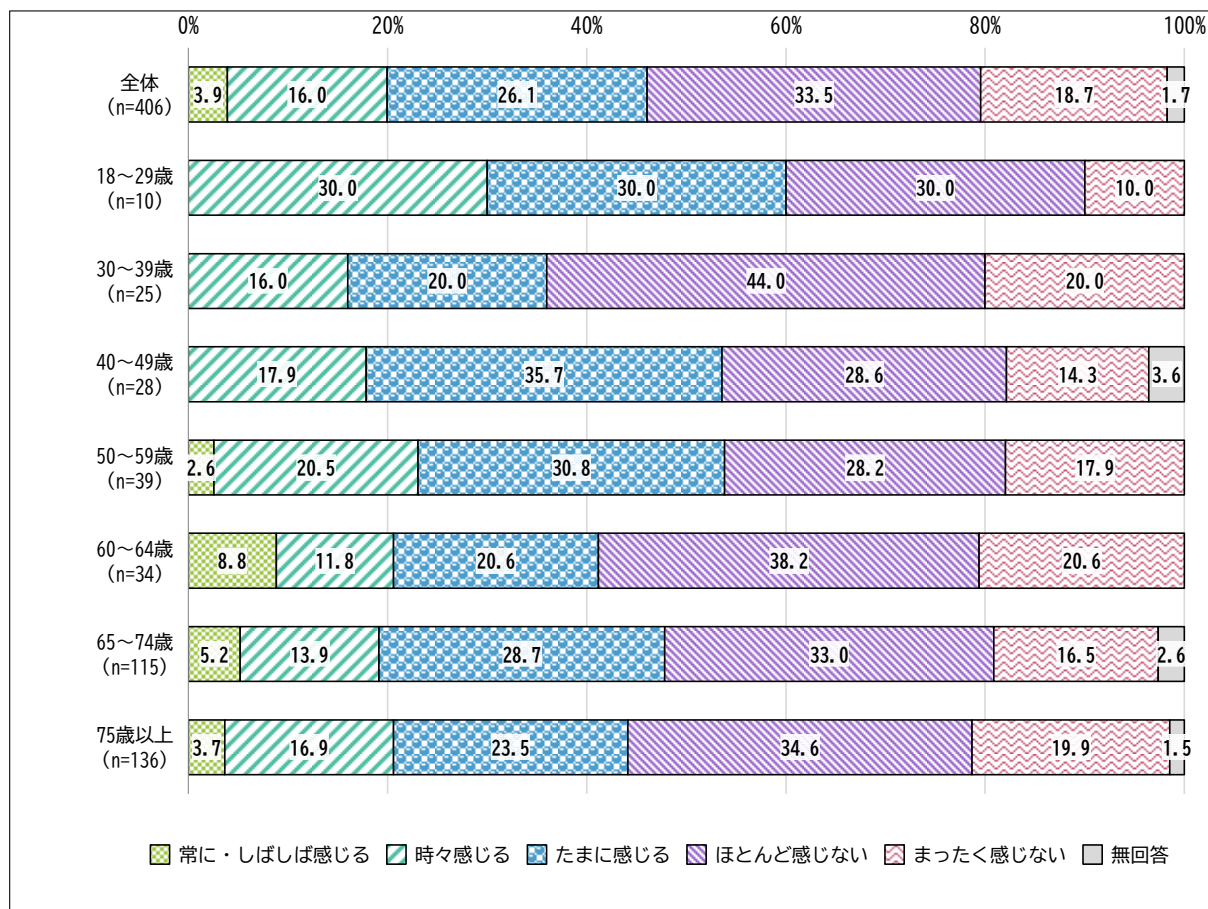


【どの程度、孤独だと感じることがありますか】

◇「ほとんど感じない」が 33.5%と最も高く、次いで「たまに感じる」26.1%、「まったく感じない」18.7%となっています。

◇孤独を「感じない：ほとんど+まったく」（52.2%）が5割を超えており、「感じる：常に・しばしば+時々+たまに」（46.0%）と比べてやや高くなっています。

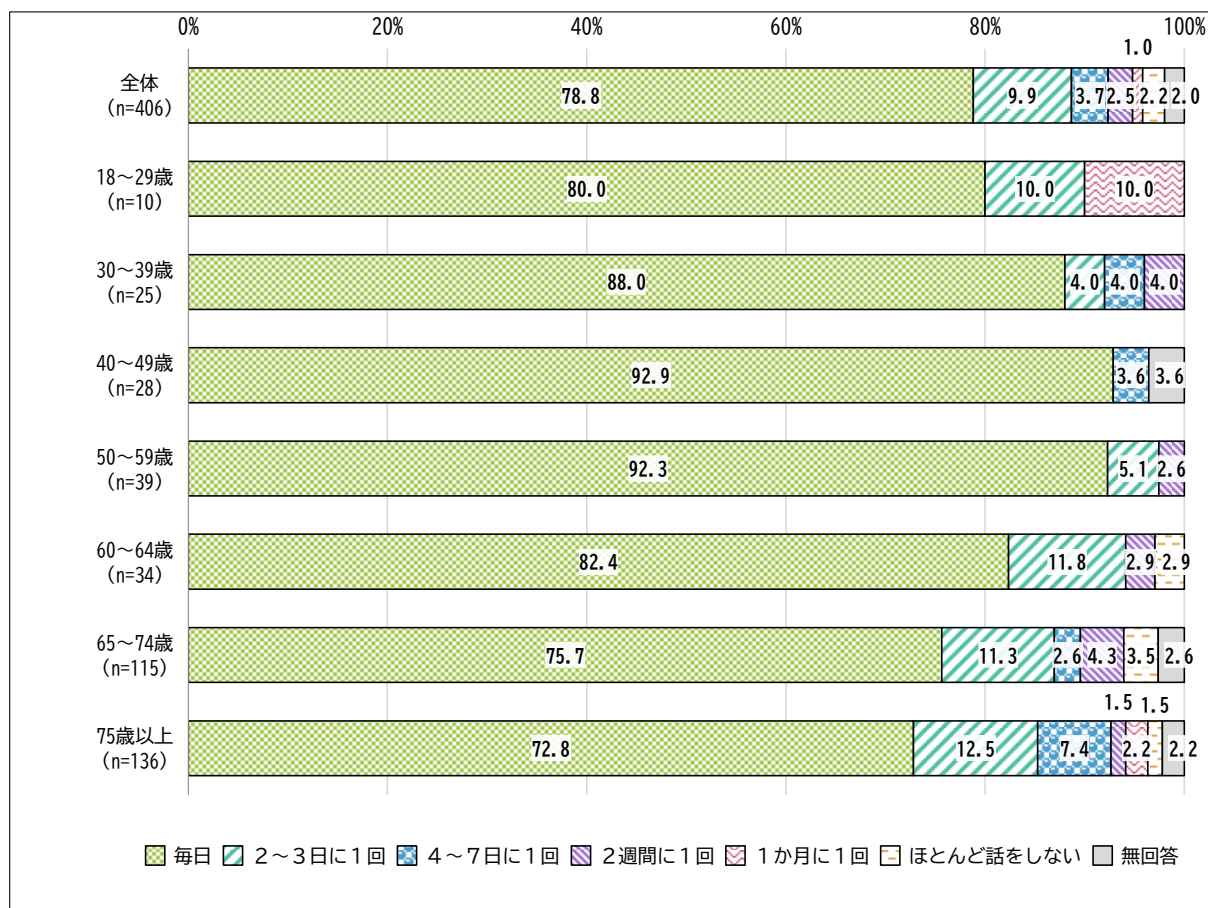
【年代別】



【普段どの程度、人と会話や世間話をしますか】

◇「毎日」が 78.8%と最も高く、次いで「2～3日に1回」9.9%、「4～7日に1回」3.7%となっており、約8割が人と会話や世間話を「毎日」していると回答しています。

【年代別】

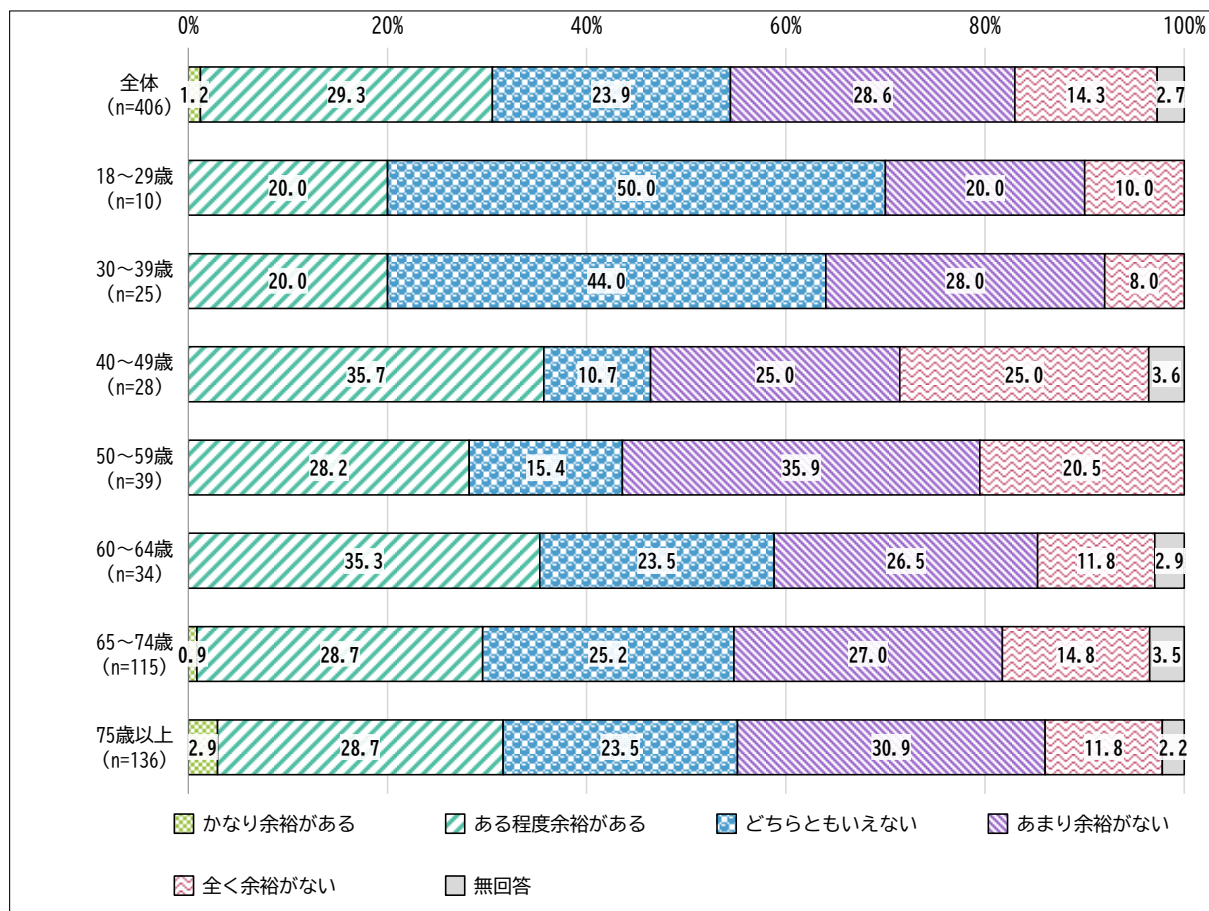


【家庭の家計の余裕について】

◇「ある程度余裕がある」が 29.3%と最も高く、次いで「あまり余裕がない」28.6%、「どちらともいえない」23.9%となっています。

◇家計に「余裕がない：あまり+全く」（42.9%）が4割を超えており、「余裕がある：かなり+ある程度」（30.5%）と比べて10ポイント以上高くなっています。

【年代別】

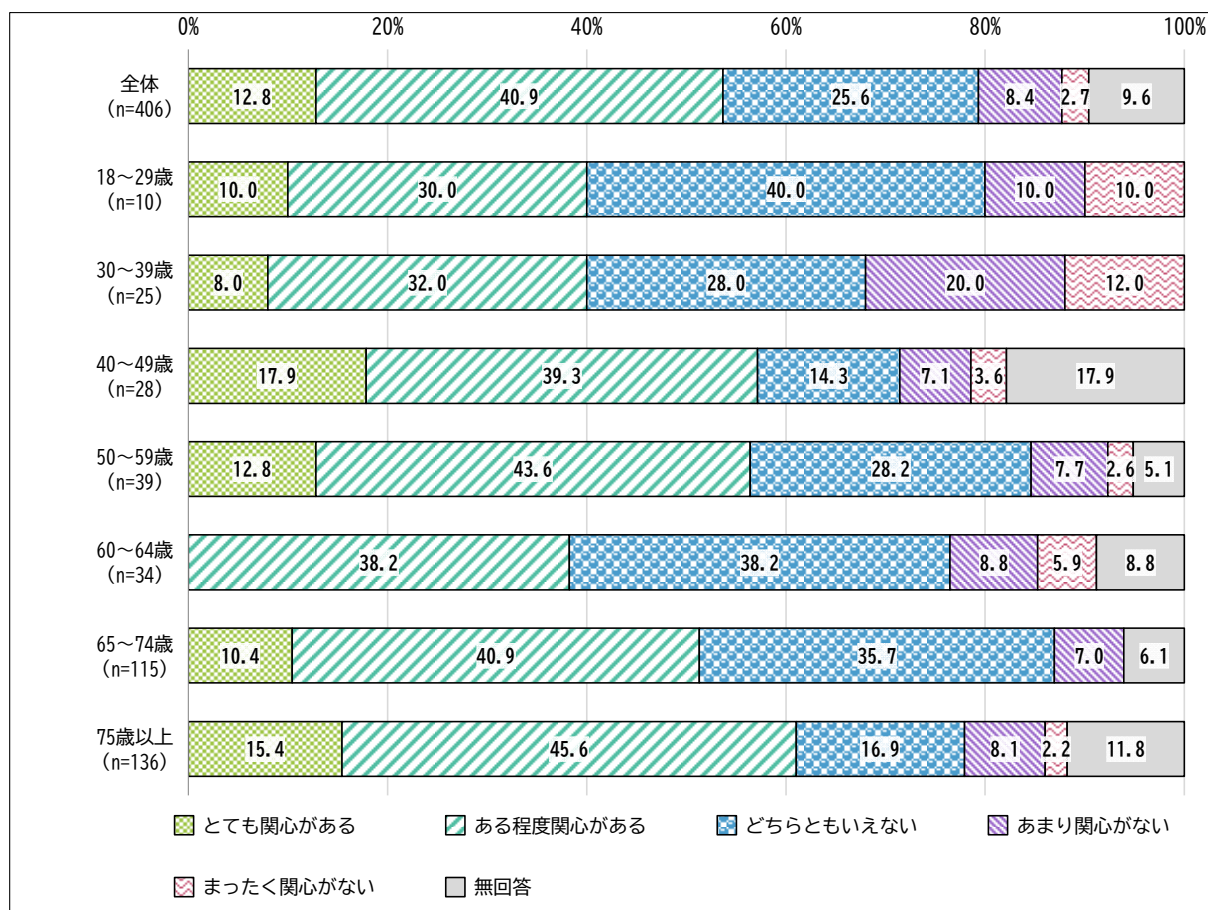


イ 福祉への関心度等について

【地域福祉への関心について】

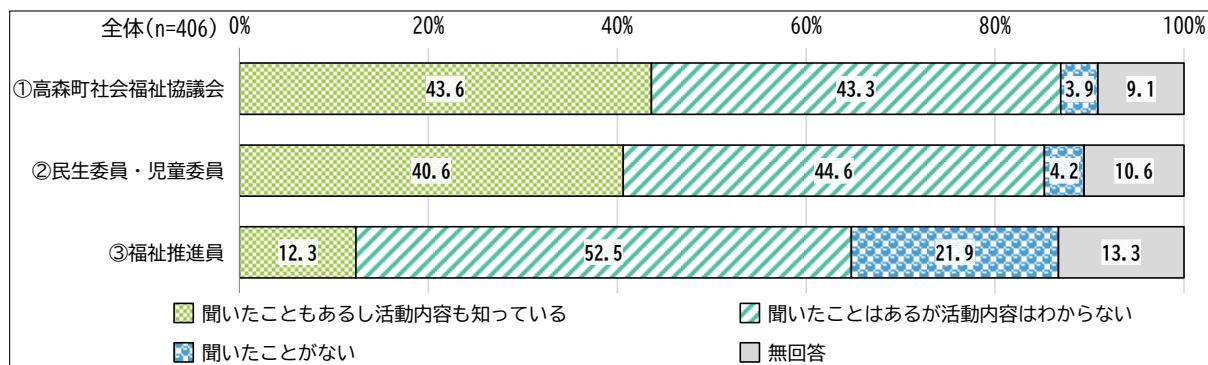
◇「ある程度関心がある」が 40.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」25.6%、「とても関心がある」12.8%となっています。

◇福祉への関心度については、5割が「関心がある：とても+ある程度」と回答しています。



【高森町で活動する団体の認知度】

◇各団体の活動の認知度について、「高森町社会福祉協議会」「民生委員・児童委員」は「聞いたこともあるし活動内容も知っている」が4割を超えています。が、「福祉推進員」は1割程度となっており、5割が「聞いたことはあるが活動内容はわからない」、2割が「聞いたことがない」と回答しています。



調査結果にみる現状・課題

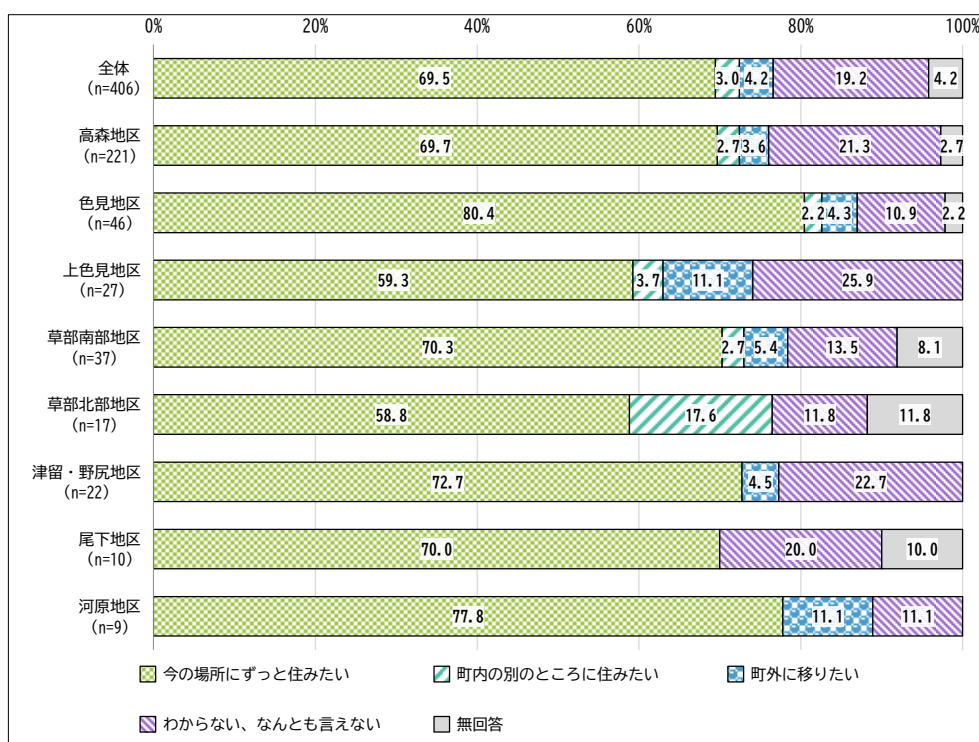
- 地域福祉の中心的な担い手と期待される社会福祉協議会や福祉推進員、民生委員・児童委員の活動内容の認知度がやや低い状況です。活動内容の周知を図り理解を深めていくことにより、地域との協力・連携の体制づくりを推進することが必要です。
- 福祉への関心度については、5割が「関心がある：とても＋ある程度」と回答しており、福祉に対する町民の関心を向上させることができるよう、年代や地域性に配慮しつつ様々な情報の発信を行っていくことが重要であると考えられます。

ウ 地域での暮らし・交流について

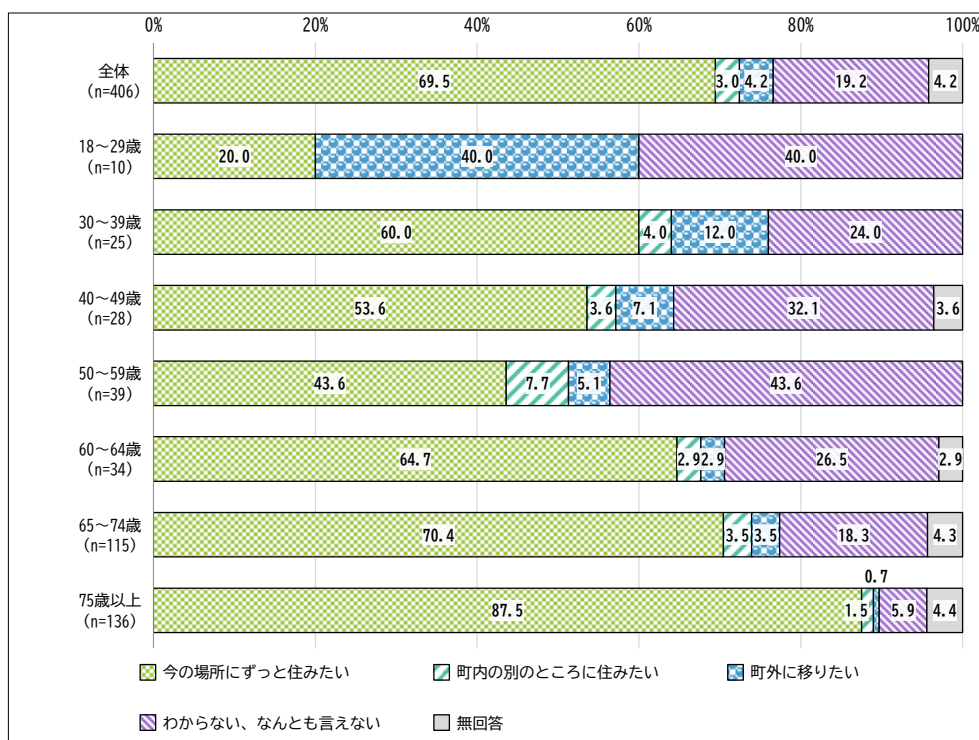
【今の場所に今後どのくらい住み続けたいと思いますか】

◇「今の場所にずっと住みたい」が 69.5%と最も高く、次いで「わからない、なんとも言えない」19.2%、「町外に移りたい」4.2%となっており、約7割は現在の居住地に住み続けたいと回答しています。

【地区別】



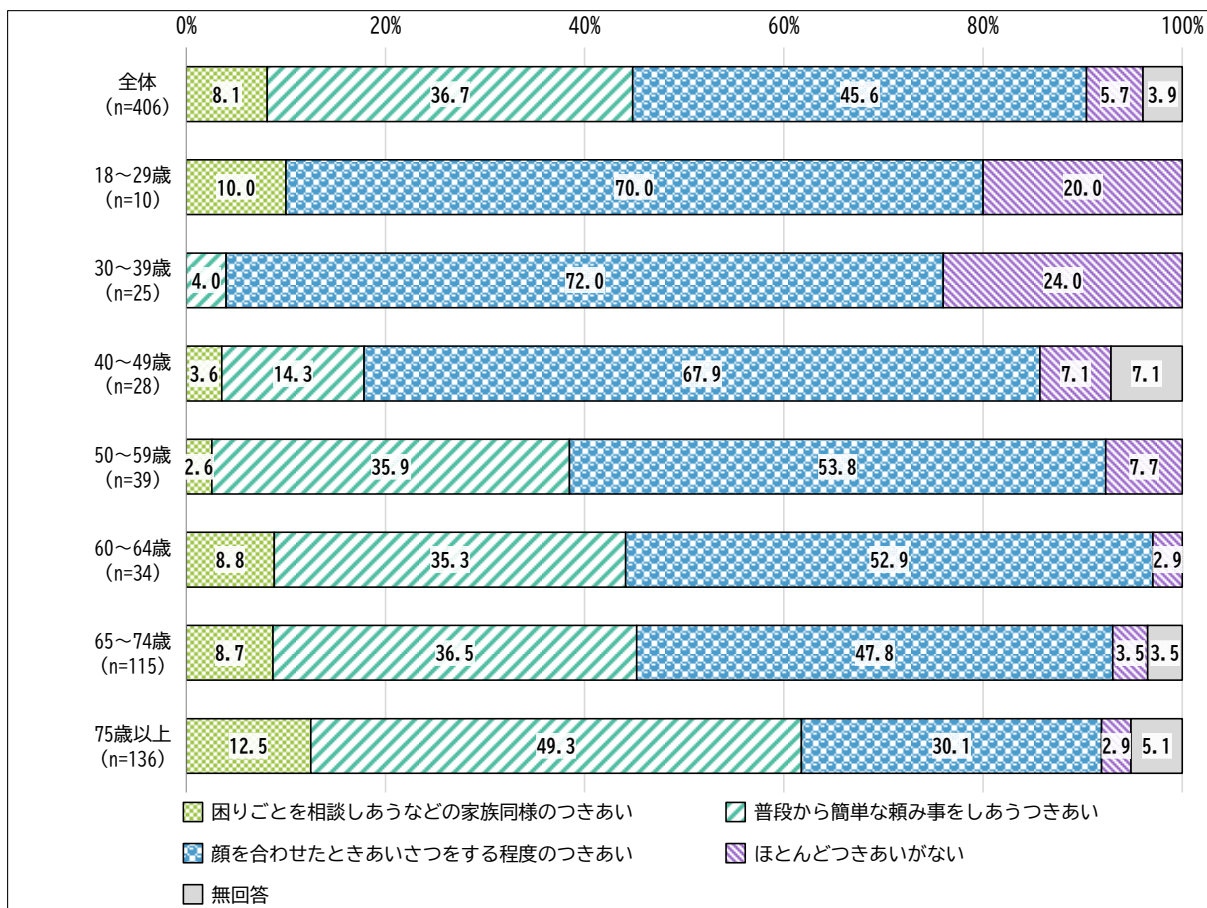
【年代別】



【近所とのつきあいの程度について】

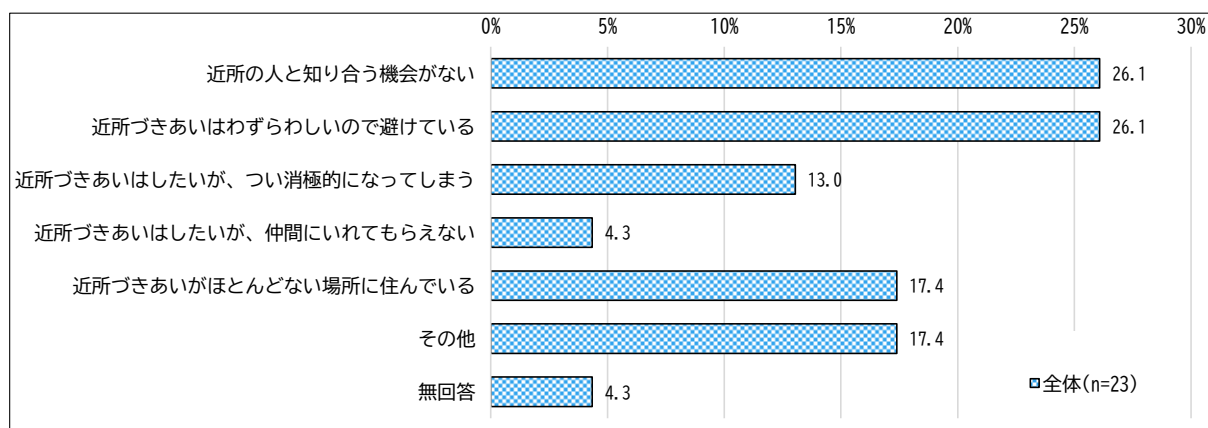
◇「顔を合わせたときあいさつをする程度のつきあい」が 45.6%と最も高く、次いで「普段から簡単な頼み事をしあうつきあい」36.7%、「困りごとを相談しあうなどの家族同様のつきあい」8.1%となっています。

【年代別】



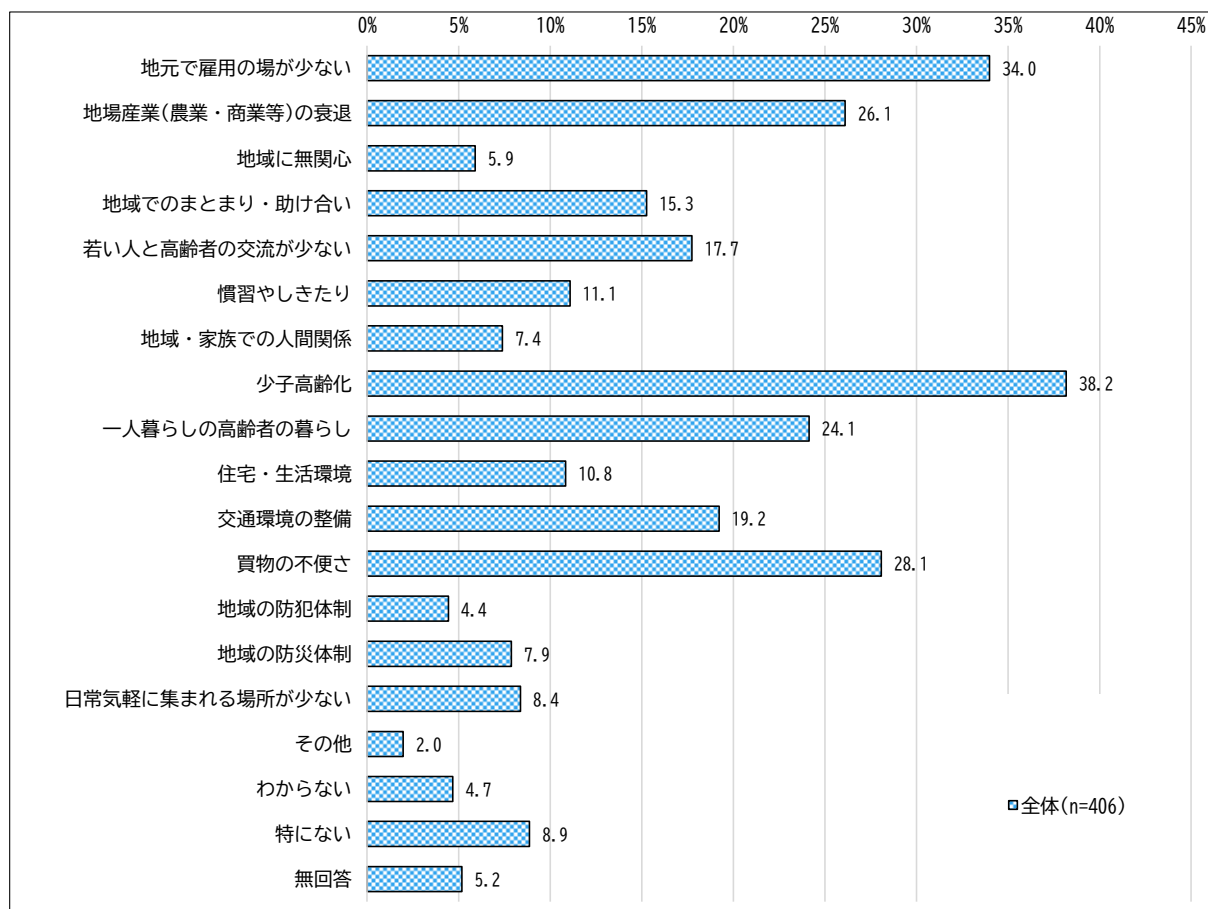
【「ほとんど付き合いがない」と回答した理由】

◇「近所の人と知り合う機会がない」「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が 26.1%と最も高く、次いで「近所づきあいがほとんどない場所に住んでいる」「その他」17.4%、「近所づきあいはしたいが、つい消極的になってしまう」13.0%となっています。



【お住まいの地域の課題について】

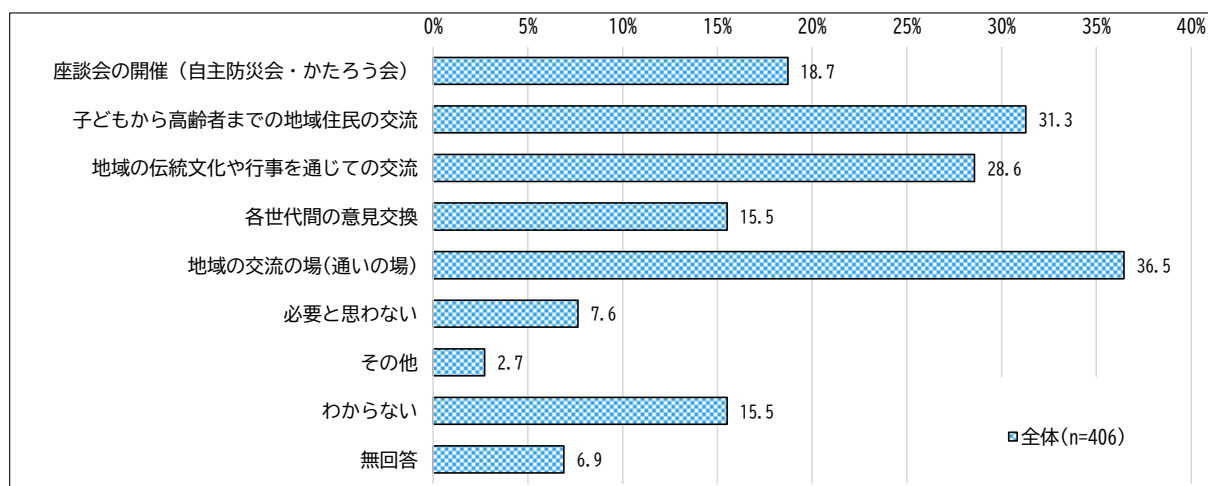
◇「少子高齢化」が 38.2%と最も高く、次いで「地元で雇用の場が少ない」34.0%、「買物の不便さ」28.1%となっています。



【住民間のつながりを高めるために必要だと思う取組】

◇「地域の交流の場(通いの場)」が 36.5%と最も高く、次いで、「子どもから高齢者までの地域住民の交流」の 31.3%、「地域の伝統文化や行事を通じての交流」の 28.6%となっています。

【全体】



調査結果にみる現状・課題

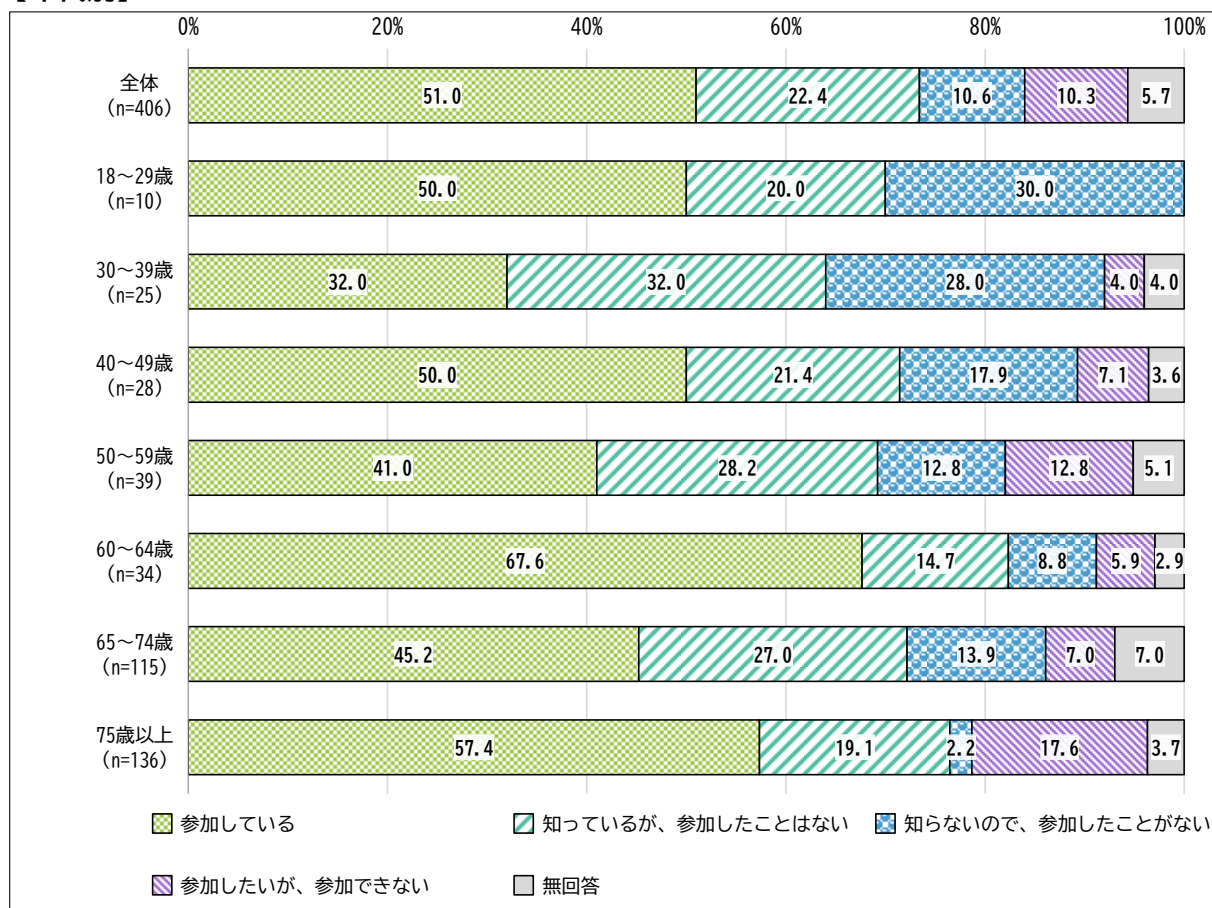
- 「今の場所に住み続けたい」と回答した割合が高いものの、「わからない」と回答した割合も３割近くを占めており、住民の生活満足度を高めていく必要があります。
- 親しい近所付き合いをしている割合（特に若い世代）が低くなっていることから、地域福祉の必要性や自分ごととして捉える機会づくりが必要となっています。
- 近所づきあいを「わずらわしいので避けている」と回答した割合が高く、支え合い・助け合いの機運を高めていくことが重要です。
- 地域行事やサロンなど、多世代が交流できる場づくりが重要となっています。

エ 地域活動やボランティアへの参加について

【地域の行事・活動などへの参加経験】

◇「参加している」が 51.0%と最も高く、次いで「知っているが、参加したことはない」22.4%、「知らないなので、参加したことがない」10.6%となっており、地域の行事・活動への参加率は5割となっています。

【年代別】

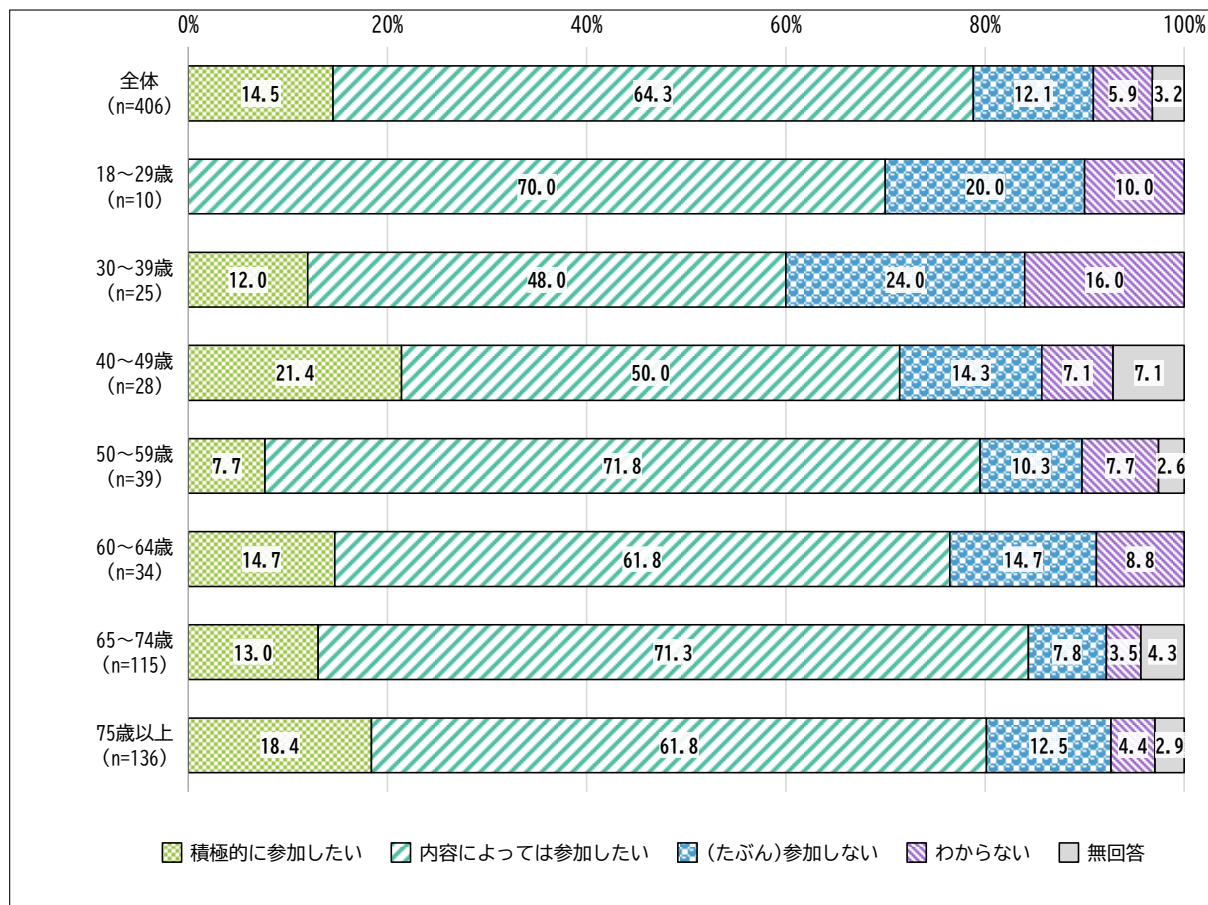


【地域の行事・活動への参加の依頼があった場合】

◇「内容によっては参加したい」が 64.3%と最も高く、次いで「積極的に参加したい」14.5%、「(たぶん)参加しない」12.1%となっています。

◇約8割が「参加したい：積極的に+内容によっては」と回答しており、地域の行事・活動への参加意向は高くなっています。

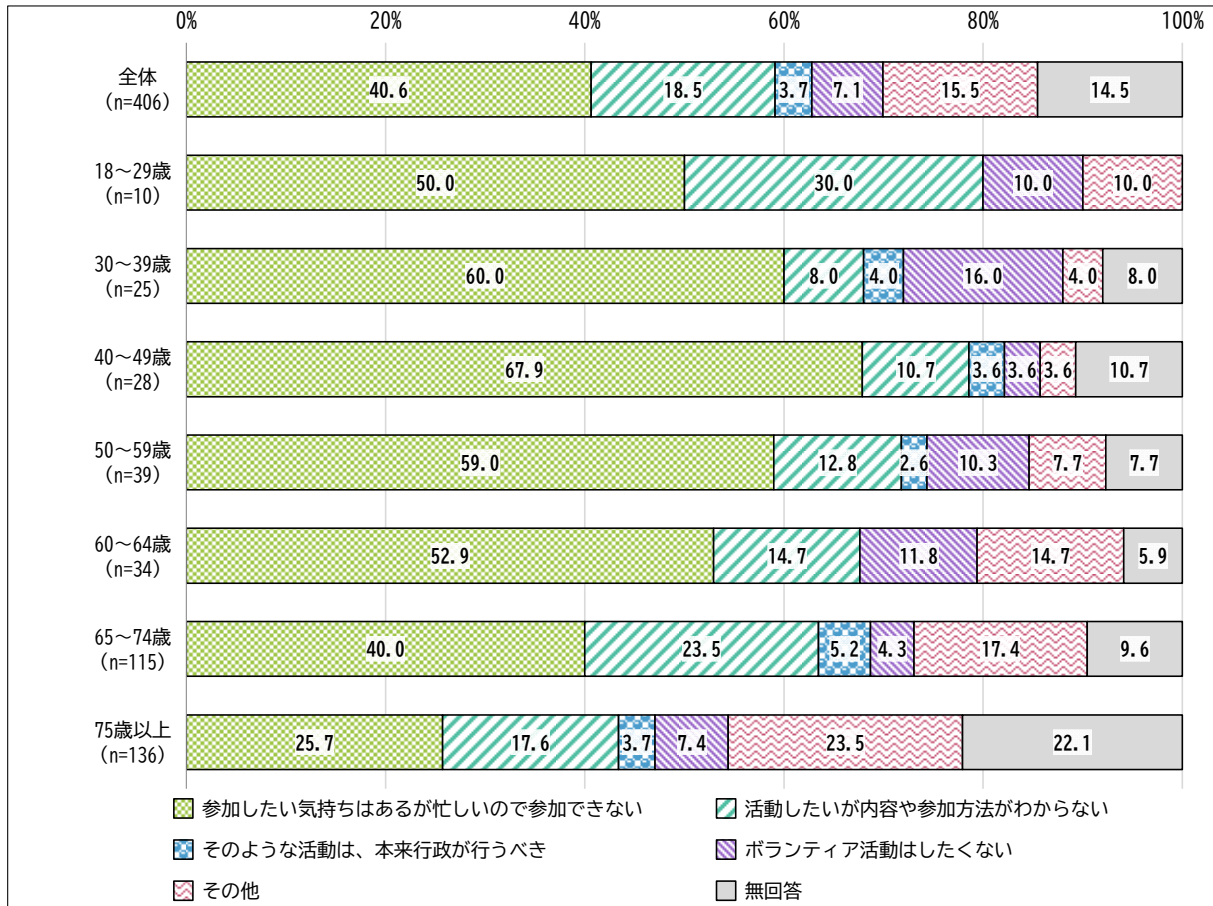
【年代別】



【ボランティア活動に対する考え】

◇「参加したい気持ちはあるが忙しいので参加できない」が40.6%と最も高く、次いで「活動したいが内容や参加方法がわからない」18.5%、「その他」15.5%となっています。

【年代別】



調査結果にみる現状・課題

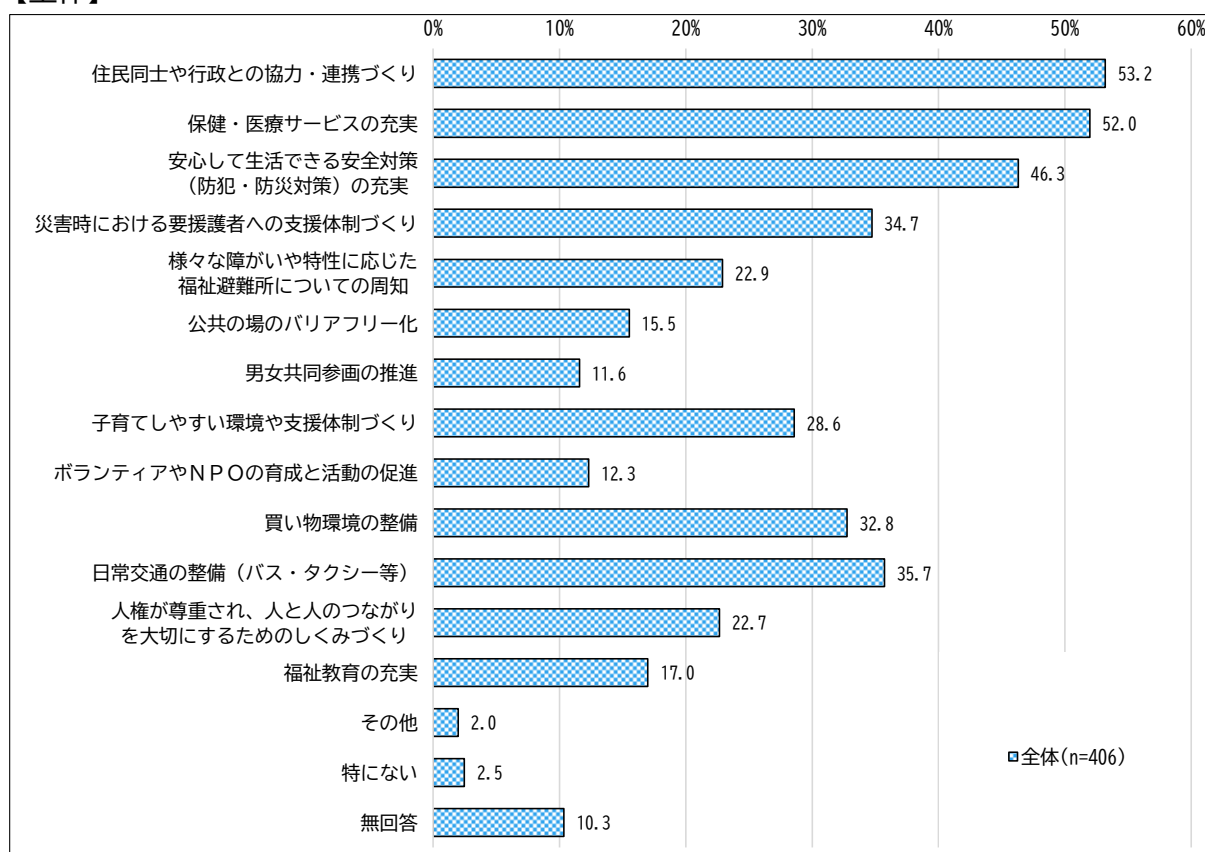
- 町の行事や地域の活動等への参加をしたことがある人の割合は5割程度となり、今後については「機会があれば参加したい」とする割合も高くなっていることから、参加につなげていくため、日時や気軽に参加できる内容にするなど工夫が必要となっています。
- 潜在的なボランティア活動への参加意向を引き出すために、ボランティアに関する参加方法や内容のわかりやすい広報に加え、研修機会、相談窓口などの充実が求められています。

オ 安全・安心な暮らしについて

【安全・安心に生活するために必要な施策について】

◇「住民同士や行政との協力・連携づくり」が 53.2%と最も高く、次いで「保健・医療サービスの充実」52.0%、「安心して生活できる安全対策（防犯・防災対策）の充実」46.3%となっています。また、「災害時における要援護者への支援体制づくり」「買い物環境の整備」「日常交通の整備（バス・タクシー等）」も3割を超えています。

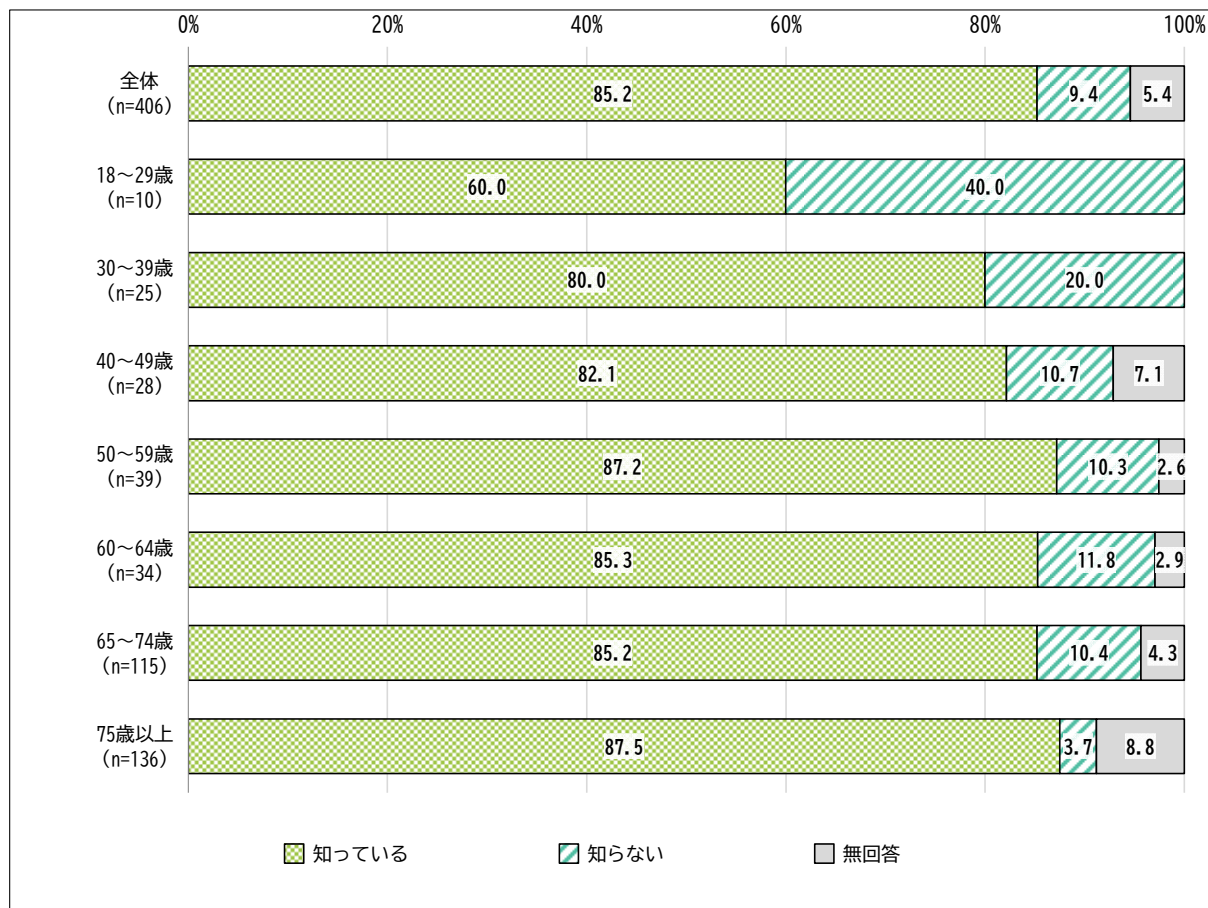
【全体】



【災害時の避難場所の認知度】

◇「知っている」が85.2%、「知らない」が9.4%となっており、約9割が災害時の避難所の場所を「知っている」と回答しています。

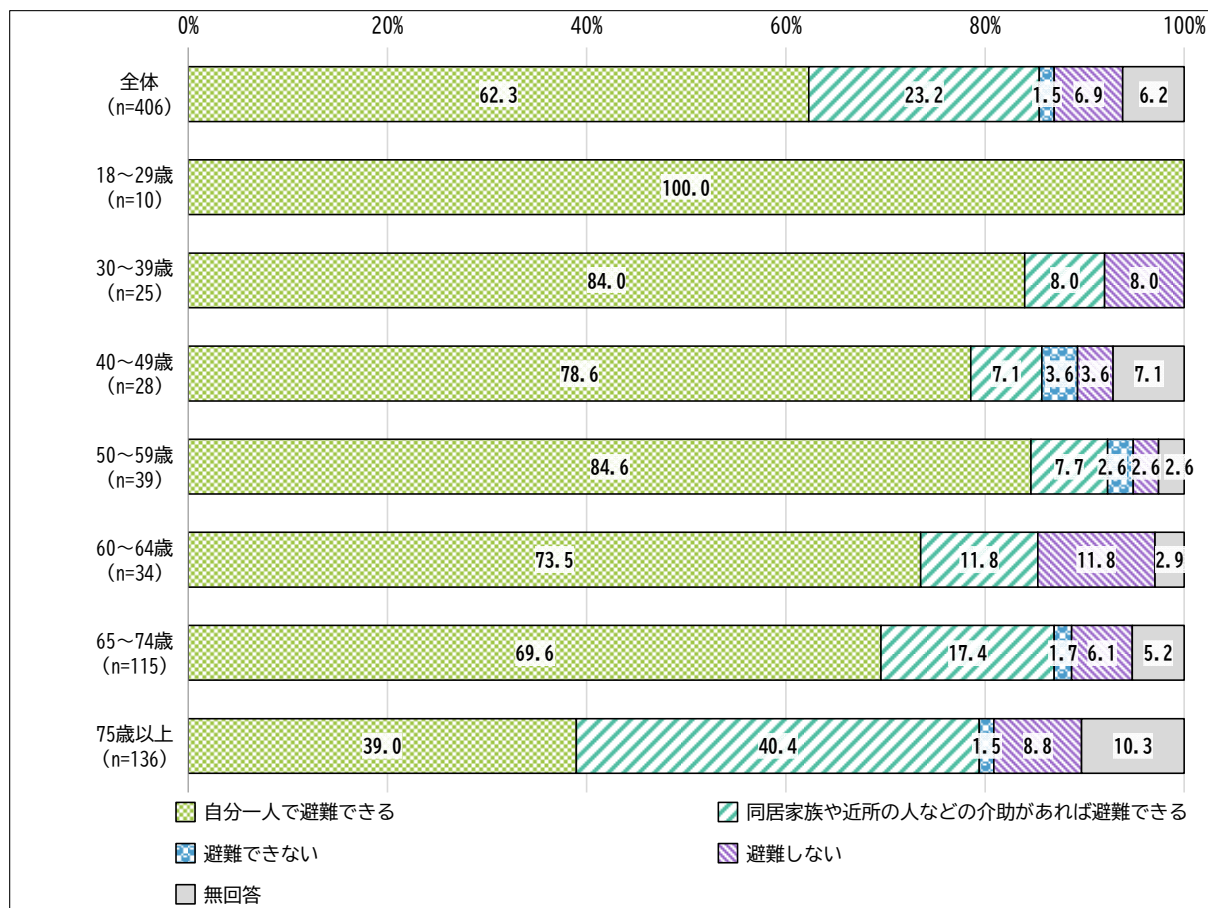
【年代別】



【災害時の避難方法について】

◇「自分一人で避難できる」が 62.3%と最も高く、次いで「同居家族や近所の人などの介助があれば避難できる」23.2%、「避難しない」6.9%となっており、6割は「自身で避難が可能」と回答していますが、2割は「避難時に介助が必要」と回答しています。

【年代別】



調査結果にみる現状・課題

- 近年多発する災害に備えた防災対策の充実に加えて、少子高齢化の実情から、保健・医療のサービスや日常交通の整備についても重要性が高まっています。
- 地域・近所での協力体制づくりや災害時の情報伝達方法の確立などが必要となっています。
- 避難場所を知らない人は1割ほどとなっており、災害時の避難所の認知は進んでいます。
- 一人では避難できない方が一定割合存在します。地域・行政・福祉事業者等が協力し、避難体制づくりに取り組んでいくことが重要です。

5. 計画策定に向けての課題の整理

(1) 地域コミュニティの維持と強化

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。

住民アンケート調査においても、福祉に関心があると回答した割合は5割程度となっているほか、あいさつする程度の付き合い、もしくはほとんど付き合いがないと回答した割合も5割程度となっており、地域でのつながりも希薄化がみられ、地域でのつながりや情報共有が難しい状況になりつつあります。「孤独感を感じている」とする人が全体の19.9%、普段の会話が「2週間に1回以下」という人が全体の5.7%それぞれ存在することにも注目する必要があります。

現在まで築かれている住民同士の支え合いの関係性を維持・再構築していくために、多世代が交流し、生きがいを持てるような機会づくりや住民一人ひとりの意識啓発が必要です。また、地域内のコミュニティを基本としつつも、包括的な支援を行っていくために住民・行政・社会福祉協議会・関係団体等の多様な主体がつながりをもつことが重要です。

(2) 福祉を支える担い手の確保と育成

住民アンケート調査では、何らかのボランティア活動に参加したことがあると回答した割合は2割程度となっています。

また、今後の参加意向では、参加したい、もしくは機会があれば参加したいと回答した割合が3割程度となっており、潜在的に活動意欲がある住民が一定数存在すると考えられます。

また、地域での大きな問題として、「活動する役員や民生委員などのなり手・担い手が少ない」の割合が最も高く、民生委員・児童委員を対象としたワークショップにおいても、活動するうえでも、活動メンバーの減少や高齢化、マンネリ化といった課題が挙げられています。

さらに、地域福祉の中心的な担い手と期待されている社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動内容の認知度は4割程度となっており、周知を図り理解を深めていくことが必要となっています。

今後、意欲ある住民を身近な活動をはじめとして実際の行動へとつなげ、地域の担い手となるよう取組を進めていくことが必要です。

また、今後の地域を担う子どもたちと高齢者の交流を促すなど、次代を担う子どもたちへの幼少期からの福祉教育の充実を図る取組が求められています。

(3) 多様化・複雑化する課題に対応できる仕組みづくり

国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成 29 年に掲げ、その具体化に向け、平成 30 年 4 月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革を進めています。

さらに、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、市町村において住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

一方、近年本町を取り巻く福祉課題は多様化・複雑化しており、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者の支援や権利擁護、虐待防止などの課題への対応が求められており、分野がまたがる複雑な課題への対応も必要となっています。

住民アンケート調査においても、住民同士や行政との連携の強化、各地域における関係団体との連携づくりが必要だとする回答が多くありました。行政及び地域活動団体、関係機関が連携して、生活課題を解決する体制を構築していく必要があります。

(4) 安全・安心な暮らしを守る体制の構築

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や地震等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和 3 年に改正された「災害対策基本法」では、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることが示されました。この改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

地域においては、災害をきっかけに、支え合い・助け合いの大切さが再認識されています。本町においても、災害時の支え合いのため、自主防災組織と連携体制を強化しています。

住民アンケート調査では、重要な取組として「安心して生活できる安全対策（防犯・防災対策）の充実」の割合が高くなっています。

また、住民アンケート調査では、「買い物などの便」、「道路や交通の便」に関する意見も多くなっています。今後は、移動手段が限られた高齢者が増加することも懸念されます。町内での生活における利便性の向上やバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、全ての人にやさしい町をつくっていくことが重要です。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

みんなで支え合い 健康で安心のある暮らし

本町では、高森町総合計画を基に、健全財政の維持と住民福祉の向上に向けて様々な取組を推進しています。

近年、少子高齢化や核家族、ひとり暮らし高齢者の増加などが進む中、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、隣近所など身近な地域でのつながりが希薄化している状況にあります。

住み慣れた地域でみんなが、いきいきと暮らし続けることができるまちを実現するためには、住民一人一人が地域に関心を持ち、お互いに支え合い・助け合うことがますます重要となっています。

本計画では、第3期高森町地域福祉プランにおいて定めた「高森町 みんなで創る共生社会」を継承するとともに、福祉分野だけでなく多様な機関がつながり、支え合いが広がり、全ての人が安心して暮らせる「高森町における地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、福祉に関するより一層充実した取組を図ることで、町民をはじめ、行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員や福祉推進員、福祉サービス事業所、各種関係機関などが、町及び社会福祉協議会と協働することにより、全ての町民が安心して暮らせる、人にやさしいまちの実現を目指します。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、地域住民と福祉関係事業所等・社会福祉協議会・行政が協働して取り組んでいきます。

基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり

地域共生社会の実現に当たっては、一人一人の意識醸成や、人材育成及び地域活動の活性化を通じて地域福祉の基盤づくりに取り組む必要があります。また、高齢者、障がいのある人など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め、助け合う意識づくりを推進します。

また、地域で積極的に福祉活動を行うボランティアや認知症サポーター、各種団体などの担い手の育成を進め、住民が気軽に自分のことから参加できる機会を増やします。

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには、住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組を推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

また、孤独死やダブルケア、8050 問題といった公的支援の狭間にあるために支援が行き届かない場合にも対応できるよう、分野横断的な取組を進めます。

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

地域の中では、子どもから高齢者、子育て世代や障がいのある人など、様々な人が暮らしており、課題も複合化・複雑化しています。そのため、地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制や情報提供体制を整備していきます。

また、住民の成年後見制度への理解を高め、成年後見制度の利用促進、町民後見人の育成を図るとともに、高齢者、障がいのある人、児童等に対する虐待防止と早期発見・早期対応の取組を進めます。

基本目標4 安全・安心なまちづくり

支援が必要な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていくためには、日頃の安全対策や防災・防犯対策等、住民の命を守る取組が必要不可欠です。地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。

また、高齢者や障がいのある人、子ども等をはじめ、道路や各種施設等が誰にとっても利用しやすく、全ての町民が安全・安心かつ快適に生活できる住環境づくりを推進するとともに、隣近所での声かけ等により、地域での支え合い、助け合い等も含めた、移動手段の確保に努めます。

3. 施策の体系

本計画を推進するにあたり、基本理念のもとに4つの基本目標を設定して様々な取組を推進します。

みんなで支え合い 健康で安心のある暮らし

基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 啓発・広報 | ④ 福祉座談会の開催 |
| ② 子どもの時から福祉教育 | ⑤ 災害ボランティアセンター |
| ③ 生涯教育での福祉・健康づくり | |

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

- | | |
|------------------|------------------|
| ① ボランティア活動の推進 | ⑥ 地域子育て支援 |
| ② 各地区連絡会の立ち上げと支援 | ⑦ 障がい者・児の地域共生 |
| ③ 見守りネットワークの推進 | ⑧ 地域での認知症対応 |
| ④ サロンの推進 | ⑨ 福祉コミュニティビジネス事業 |
| ⑤ 住民参加型生活支援 | |

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① ファミリーサポートセンター | ④ 地域包括ケアへの地域福祉としての貢献 |
| ② 介護支援サポーター | ⑤ 権利擁護の推進 |
| ③ 総合相談・総合対応 | |

基本目標4 安全・安心なまちづくり

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 災害ボランティアの育成 | ⑥ 移動手段・買い物等の利便性確保 |
| ② 防災見守りマップ作成 | ⑦ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 |
| ③ 地域の防災・防犯 | ⑧ 住宅改修 |
| ④ 災害時要援護支援 | ⑨ 福祉資源の充実、高齢者住宅の建設 |
| ⑤ 地域の縁がわとなる拠点機能の充実 | |

4. 地域共生社会の実現に向けて（重層的支援体制整備事業の推進）

（１）地域共生社会について

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種団体など地域の多様な主体が、地域で生じる様々な課題の解決に向けた取組に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。

「地域共生社会」の実現に向けて、令和２年６月に社会福祉法が改正され、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が新たに位置づけられました。

（２）各事業の実施方針

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項の第 1 号から第 6 号までの以下の全ての事業を実施することが必須要件となっています。

本町では重層的支援体制整備事業としては現在実施しておりませんが、既存の相談支援体制等の取組を活用しつつ、地域住民の複合化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について不足なく実施していきます。

第 1 号. 「包括的相談支援事業」に関する実施方針

介護、障がい、子育て、生活困窮の既存の相談支援体制を活用しつつ、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

第 2 号. 「参加支援事業」に関する実施方針

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯とのつながりづくりに向けた支援を行います。

第3号.「地域づくり事業」に関する実施方針

地域資源を広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することで、交流・参加・学びの機会を生み出し、個別の活動や人をコーディネートし、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

第4号.「アウトリーチ等事業」に関する実施方針

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人たちの把握に努めます。また時間をかけた丁寧な支援を行い、支援を必要とする人との信頼関係の構築に努めます。

第5号及び第6号.「多機関協働事業」及び「支援プランの策定」に関する実施方針

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、相談支援機関に助言を行うとともに、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担う相談支援包括化推進員を配置し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援を行います。

5. 高森町再犯防止推進計画

(1) 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成 14 年の 285 万 4 千件をピークに減少が続き、令和元年には 74 万 9 千件と、ピーク時のおよそ 4 分の 1 の水準まで減少しています。

一方、刑法犯により検挙された再犯者の割合は、平成 8 年（27.7%）以降、上昇傾向が続き、令和元年には 48.8%と 5 割近くに達しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱えるとともに、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、更生保護に係る保護観察所、保護司、協力雇用主、更生保護女性会の取組だけでは、その内容・範囲に限界があり、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行政や民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

平成 28 年 12 月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務として課されました。

罪を犯した人等の円滑な社会復帰の支援や、犯罪や非行の未然防止に取り組むことにより、安心・安全な地域づくりを推進するため、「高森町再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 基本方針

平成 29 年 12 月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」、令和 6 年 3 月に策定された「熊本県再犯防止推進計画」を踏まえ、罪を犯した人等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として社会復帰を図ることができるよう支援する必要があります。

町民の犯罪被害の防止と、誰もが安心・安全に生活できる高森町の実現のため、以下の重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- 3 非行の防止と学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

(3) 取組の内容

町民や地域でできること

- 犯罪をした人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守ること。
- 地域の更生保護活動を理解し、支援すること。
- 非行防止や犯罪予防啓発を目的とした、法務省の「社会を明るくする運動」を理解し、推進すること。
- 保護司・更生保護女性会等の更生保護活動を応援すること。

社会福祉協議会の主な取組

- 高森町と連携しながら支援に努めます。

行政の主な取組

- 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、犯罪をした人等の特性に応じ、幅広い就労支援に努めます。
- 地域で活動する保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等と連携を密にして、罪を犯した人等の更生を促進します。
- 生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行います。
- 罪を犯した人等のうち生活困窮者や医療及び福祉の支援が必要な人に対して、適切なサービスへつなげることができる体制づくりに努めます。
- 各学校と連携して児童・生徒に「社会を明るくする運動」への参加を促すとともに、学校における人権学習を通して犯罪・再犯防止に関する理解の促進を図ります。
- 更生保護活動を行っている保護司会、更生保護女性会、の活動を支援します。
- 保護司会等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、広報誌等による更生保護の啓発や保護司会等の民間ボランティア募集の呼びかけ等に努めます。
- 法務省矯正管区や保護観察所等の国の関係機関、熊本県、保護司会等の民間ボランティア団体との連携を図り、再犯防止の推進のため、必要な情報の収集等に努めます。

6. 高森町の地域福祉における SDGs

SDGs（エスディージーズ、持続可能な開発目標）とは、2015（平成 27）年 9 月に国連で採択されたもので、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を理念に、17 の目標と 169 のターゲットを設定しています。

それぞれの国や地域の人々は、17 の目標を意識し、目の前にある課題や資源に向かい合い、行動を起こし、地域の問題を解決しながら、SDGs の掲げる世界目標を実現していくことが求められます。

本町においても総合計画において、SDGs（持続可能な開発目標）に基づき、地球上の「誰一人として取り残さない」住民全ての人にやさしい高森町を目指しています。

本計画においても、地域共生社会は持続可能な社会をつくるという点で SDGs と共通するという視点を取り入れ、地域福祉の取組を推進します。



第4章 計画の推進

1. 関係機関等との連携・協働

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、下記にそれぞれの役割について示します。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わることが求められています。

(2) 地域の役割

地域や民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、町や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組んでいきます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有します。

(3) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、住民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等の関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

(4) 社会福祉協議会の役割

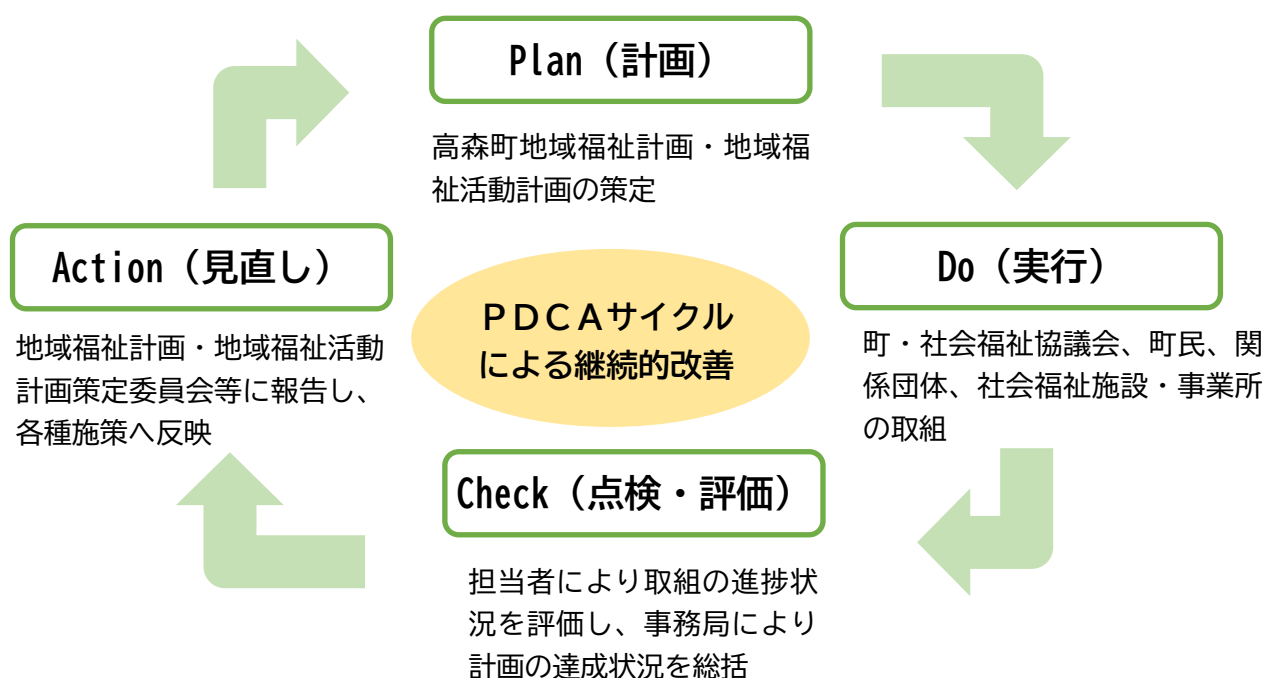
地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては住民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル「計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れ」を活用し、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に活かします。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 第3期高森町地域福祉プランの評価

(1) 事業評価判定の考え方

①基本的な考え方

令和2年度から令和6年度までの第3期高森町地域福祉プランにおいて、今回各事業の進捗状況等を把握するため、中間評価として担当課による内部評価を実施いたしました。

評価内容として「推進度」「達成度」の状況をA～Eの判定を行い、評価基準に基づき各事業の総合判定を行いました。

総合判定の状況を分析・評価し、その結果を、今後の利用者の拡大策の推進に向けた検討や事業の方向性の再検討等に活用します。

②評価の方法

施策毎に関係のある部署を担当とし、選定された関係部署が評価基準による指標において達成度や施策を構成する事務事業の実施状況等を基に施策の分析を行いました。各評価項目は以下の通りです。

推進度	A：十分に推進されている。	D：推進していない。
	B：概ね推進されている。	E：完了、中止、廃止 (中止、廃止の場合はその理由)
	C：あまり推進されていない。	
達成度	A：十分に達成されている。	D：推進もしくは実施されているが、現在達成していない。
	B：概ね推進されている。	E：完了、中止、廃止 (中止、廃止の場合はその理由)
	C：あまり推進されていない。	

また、判定基準の考え方は以下の通りです

A	100%の推進度・達成度・利用状況把握度があり、今後もさらに施策推進の維持を図ることができる。
B	概ね 70～90%の推進度・達成度・利用状況把握度があり、計画期間中に 100%を目指す。
C	概ね 20～50%の推進度・達成度・利用状況把握度でしかないが、計画期間にBの目標を目指す。
D	推進していない、或いは推進度・達成度はC以下である。また、利用されているが利用状況把握がされていない。
E	何も行っていない。

(2) 事業別総合評価

基本目標1 我が事の地域づくり

取 組	事業数	A	B	C	D	E
施策① 情報提供の充実	8	2	3	1	2	0
		25.0%	37.5%	12.5%	25.0%	0.0%
施策② 福祉教育（サービスラーニング）の展開	9	5	1	1	2	0
		55.6%	11.1%	11.1%	22.2%	0.0%
施策③ ふれあいいきいきサロンの推進	9	3	3	1	0	2
		33.3%	33.3%	11.1%	0.0%	22.2%
施策④ 子育て地域支援の展開	9	3	0	2	1	3
		33.3%	0.0%	22.2%	11.1%	33.3%
施策⑤ 日常生活支援に向けたサービスの充実	27	6	15	3	2	1
		22.2%	55.6%	11.1%	7.4%	3.7%

施策②福祉教育（サービスラーニング）の展開は A 評価の割合が最も高くなっており、取組がよく推進されています。また、施策③ふれあいいきいきサロンの推進と施策⑤日常生活支援に向けたサービスの充実は B 評価の割合が高く、今後の更なる取組の推進が期待できます。

一方、施策④子育て地域支援の展開については A 評価及び B 評価の割合が低く、E 評価の割合も高いことから、実施内容の見直しが必要です。

施策① 情報提供の充実

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
広報紙、ホームページ等で広報	福祉係	B	B	B	広報紙や HP などへの記事掲載	新規事業などは、広報誌やホームページで定期的な広報活動はしている。
	介護保険係	B	B	B	TPC での周知	TPC による周知。 公民館での活動内容などを毎週放送し、共有。
各種会合等で折に触れ地域福祉の啓発、情報提供	福祉係	B	B	B	TPC での周知	新規事業などは、広報紙のほか TPC でも定期的な広報活動はしている。
T P C（たかもりポイントチャンネル）での広報活動	介護保険係	A	A	A	町内全域 50 箇所です立ち上がった通いの場で説明会を開催。 65 歳・70 歳・75 歳到達時に体力検診を実施。	公民館単位で住民主体で介護予防に取り組む必要性を周知。
地域包括ケアの根幹となる自助・共助の住民意識・自立の意識付け（包括）	総務係	C	C	C	駐在嘱託員会議	担当課から駐在嘱託員に共有した情報が上がったならそれを議題に挙げることがある。
駐在嘱託員会議等での地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレット等の配布・情報提供	社会福祉協議会	D	D	D	広報事業	現在までは事業展開ができていない。今後、検討したい。
地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレット等の作成	社会福祉協議会	D	D	D	パンフレット作成なし イベント（講演会）開催周知は実施	パンフレット作製においては再検討するが、情報提供は、情報誌・T P C・H P 等を活用し周知する必要がある。
ホームページ等による情報提供	社会福祉協議会	A	A	A	広報事業	基本情報は掲載済。定期的に情報更新している。

施策② 福祉教育（サービスラーニング）の展開

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
総合学習・人権学習のなかで地域福祉の啓発	学校教育係	A	A	A	子ども議会による各種関連提案や職場体験による地域福祉活動の推進	ふるさと教育部会の積極的な活動実績。
各学校での毎年度認知症サポーター養成講座	介護保険係	A	A	A	認知症サポーター養成講座事業	令和 3 年より小 5、中 2、高 2 で認知症サポーター養成講座を受講するようルーティーン化した。
学校、コミュニティスクール団体等との連携	学校教育係	A	A	A	高森中央・高森東学園学校運営協議会	両協議会活動の積極的な活動実績。

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
ボランティア連絡協議会との連携	学校教育係	A	A	A	小中合同あいさつ運動等	学校運営協議会との協働活動実績。
防災、防犯対策体験学習の実施	学校教育係	A	A	A	各学校における防災・防犯訓練	各学校主体の防災・防犯活動実績。
学校、教育委員会等との連携	社会福祉協議会	B	C	B	福祉教育事業（学校運営協議会）	学校運営協議会として携わっているが、ある程度の事業連携・協力はあるが、今以上の連携する必要があると考える。
ボランティア協力校の支援（ゲストティーチャー支援）	社会福祉協議会	C	D	D	福祉教育事業（ボランティア協力校事業）	助成事業による連携ある。再検討必要。
ボランティア連絡協議会と連携したワークキャンプ等の実施（福祉教育体験学習）	社会福祉協議会	D	D	D	福祉教育事業（福祉体験学習事業）	再検討必要。
コミュニティスクール団体との連携による企画と事業実施	社会福祉協議会	C	C	C	福祉教育事業	学校運営協議会へ参画できていると考える。

施策③ ふれあいいきいきサロンの推進

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
健康づくりや介護予防にとってサロンの有効さの啓発	介護保険係	A	A	A	通いの場を町内全域に立ち上げ、説明会を実施。（R3 12箇所、R4 4箇所、R6 6箇所）	通いの場立ち上げ説明会を公民館単位で実施。町の高齢化や介護給付費の現状、介護保険料を低減させるために介護予防の必要性を周知した。
サロンの立ち上げ支援	介護保険係	A	A	A	町内 50 箇所の通いの場立ち上げ	補助金を活用し公民館の改修を行ったことで、町内全域で通いの場が立ち上がった。
サロン運営の人材育成事業	介護保険係	B	B	B	健康推進支援員の集落担当を配置（津留野尻、尾下河原、草部北部、草部南部、色見、上色見）し、通いの場をバックアップした。	通いの場ごとの人材育成には高齢化等もあり、少し課題があるが、健康推進支援員がバックアップすることにより活発な活動が継続されている。
コミュニティセンターでのワンストップ型の交流/施設での整備検討	子ども未来係	E	E	E	子育て、防災、介護などの多機能複合型施設	実現には至っていない。
出会いの場、仲間・交流の場づくりとしてサロン活動の推進	社会福祉協議会	A	A	A	ふれあいいきいきサロンミニデイ事業・健康推進支援員	介護予防ミニデイサービス事業・認知症予防ミニデイ事業を関係機関と連携して取り組む。
支えあい・助け合いの意識付け	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業・生活支援体制整備事業	関係団体との連携。各地域かたろう会活動の取組み。

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
連絡会との連携による開催方針を推進	社会福祉協議会	E	E	E	事業実績なし	実施なし。
地区連絡会による世代間交流事業の支援	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業・生活支援体制整備事業	自主防災組織・各地域かたろう会活動の取組みとして実施。
サロンボランティアリーダー研修会	社会福祉協議会	C	C	C	リーダー研修開催	ボランティアセンターの運営強化を積極的に取り組む。

施策④ 子育て地域支援の展開

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
子育て支援センターでの子育て支援の推進	子ども未来係	A	A	A	子育て支援事業	子育て支援センターでの一時預かりを開始した。今年度からセンター運営体制を増員することで強化。
コミュニティセンター建設とあわせたファミリーサポート事業の設立検討	子ども未来係	B	D	D	ファミリーサポート事業	現在検討中。
コミュニティセンター建設と連携した事業受託の検討	社会福祉協議会	E	E	E	事業実績なし	実施なし。
子育てに地域がより関わることによる子育ての楽しさの啓発、仕組の工夫	子ども未来係	A	A	A	子育て支援事業	離乳食や遊び方など、成長に即した子育て支援を行っているほか、山間部でも移動子育て広場を実施するなど、充実した事業を展開している。
各種事業での地域住民の協力要請	子ども未来係	A	A	A	高森東学園校区児童見守り事業	仕事などの都合上、保護者が不在となる児童の放課後の見守りを、学校開放日のほぼ毎日実施している。
母子保健推進員と民生児童委員の連携	福祉係 子ども未来	D	C	C	情報共有の場等なく、推進されていない。	情報共有の場を設けるなど対策が必要。
地域サロン等での高齢者や地域住民と保護者や子どもとの交流支援	社会福祉協議会	B	C	C	子どもデイサービス事業 ふれあいサロンミニデイサービス事業	左記事業で取組みを開始。
子育てサロンの実施・情報提供	社会福祉協議会	E	E	E	H27 年度事業廃止	子育て支援センターの充実を図るため、H27 年度事業廃止。
コミュニティセンター建設と連携した地域子育て支援の推進	社会福祉協議会	E	E	E	事業実績なし	実施なし。

施策⑤ 日常生活支援に向けたサービスの充実

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
生活支援サポーターの体制整備	介護保険係	A	A	A	生活支援サポーター派遣事業を実施している。	サポーターの登録が約 29 名だが、実働としては 14 名程度。
生活支援・介護サポーターの広報、住民周知等参加意識を挙げる	介護保険係	B	C	C	毎年度、生活支援サポーター養成講座を開催。	養成講座を開催、周知しているものの参加者は 5 名程度に留まっている。
養成講座の継続と人材活用内容の検討	介護保険係	B	B	B	毎年度、生活支援サポーター養成講座を開催。 生活支援サポーター派遣事業実施。	コロナ禍で養成講座が中断していたものの、R5 から養成講座を年 1 回実施。生活支援サポーター派遣事業として人材活用内容も定着している。
障がいへの理解の啓発	福祉係	B	B	B	広報紙での掲載、人権相談窓口の設置	窓口の設置により、一定以上の相談者もいることから、評価を B とした。
障がいがあっても地域で生活できるよう地域での受け入れの推進	福祉係	B	B	B	地域活動支援センター事業	障がいの度合いによって、利用するサービスなどがある。
地域包括システムによる障がい者・児の包括的な支援体制整備の構築	福祉係	B	B	B	障がい者支援事業所、関係機関との連携事業	地域福祉総合支援システムを導入し、障がいを持つ人が安心して暮らせるように取り組んでいる。
就労支援の活発な取組と周知	福祉係	B	B	B	障がい者支援事業所、関係機関との連携事業	就労に関する相談支援事業を行っている。
身体障がい者福祉協会、精神障がい者家族の会の活動支援及び情報提供	福祉係	B	B	B	障がい者支援事業所、関係機関との連携事業	身障協会、精神障がい者家族会へ活動費を助成するなどして支援している。
福祉施設との連携による事業の展開、支援	福祉係	A	A	A	障がい者支援事業所、関係機関との連携事業	個別ケースによる情報共有など、連携をとっている。
認知症に関する正しい理解や相談等の啓発	介護保険係	B	B	B	地域包括支援センターによりもの忘れ相談会等を実施	令和 6 年度より MCI（軽度認知障害）スクリーニングに取り組んでいる。
認知症に関わる関係機関・団体の連携による認知症の人を地域で支える仕組みづくり	介護保険係	B	B	B	MCI（軽度認知障害）スクリーニングにより、町内医療機関、専門医療機関と連携して取り組んでいる。	令和 6 年度より MCI（軽度認知障害）スクリーニングに取り組んでいる。
認知症サポーター養成講座の定期的開催	介護保険係	A	A	A	小・中・義務教育学校、高森高校で毎年度開催。	令和 3 年より小 5、中 2、高 2 で認知症サポーター養成講座を受講するようルーティーン化した。
事業所、店舗等への認知症の症状のある人への支援の周知	介護保険係	D	D	D	実施できていない。	実施できていないため評価は D とした。
サポーター受講者登録制実施及び定期的な研修	介護保険係	D	D	D	認知症サポーター養成講座のみ実施	認知症サポーター養成講座は認知症の理解を深めるために実施しており、受講者の活用は現時点で検討していない。

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
地域支援事業（軽度生活支援・外出支援サービス）	福祉係	A	A	A	シニアカー導入事業	令和3年2月よりシニアカー貸出事業開始。30台中27台貸出中。
	介護保険係	B	B	B	社協委託により実施。	おおむね達成されているが、外出支援サービスは公共交通機関を利用できない人に限定されているため、移動手段利便性の確保には至っていない。
買い物支援サービスの検討	介護保険係	B	B	B	ローソンとの協定による移動販売は中止。令和7年よりスクールバスの空き時間を活用した買い物サロン事業を計画	事業内容は検討済みだが、予算要求段階のためB評価とする。
町民バス、乗り合いタクシーの情報提供及び制度周知	交通政策係	A	A	A	町HP・広報・TPCでの情報提供	各交通事業者からの実績報告により。
外出支援サービス実施 町内病院への通院サービス(健康推進課と連携)	社会福祉協議会	A	A	A	外出支援サービス事業（健康推進課受託） 移動支援事業（住民福祉課受託）	事業施行による。
買い物支援サービスの検討 行政・事業所との協議有償ボランティア等の検討	社会福祉協議会	B	B	B	しくみづくり協議体、行政、ボランティアセンター	左記の事業の中で取組み中。
養成講座および活躍の支援	社会福祉協議会	B	B	B	地域包括支援センター 実績あり ボランティアセンター 実績なし	地域包括支援センター 生活支援サポーター養成講座並びに事業実施に取り組んでいる。
精神障がい者家族の会の活動支援・情報提供	社会福祉協議会	E	E	E	事業実績なし	実施なし。
福祉施設との連携による交流事業の展開	社会福祉協議会	B	D	C	事業実績なし	ボランティア連絡協議会活動事業に於いては、共同事業を実施。
住民座談会等での障がい者への理解促進	社会福祉協議会	B	C	C	地域福祉活動事業・生活支援体制整備事業	民生委員児童委員協議会・自主防災組織・かたろう会内で協議している。
福祉座談会での認知症の啓発、地域での認知症の人を支える仕組みづくりの支援	社会福祉協議会	B	B	B	地域包括支援センター・健康推進支援員	学校・福祉団体への認知症サポーター養成を実施。集落支援員制度を活用した認知症対策の取組み。
見守りネットワークのなかで認知症のある人の見守り活動等の支援	社会福祉協議会	B	C	B	地域包括支援センター（生活支援サポーター事業）・健康推進支援員	生活支援サポーター事業で実施。集落支援員事業の取組み。
行政と連携した認知症サポーター養成講座の実施	社会福祉協議会	B	B	B	地域包括支援センター事業（生活支援サポーター事業）	学校・福祉団体への認知症サポーター養成を実施。集落支援員制度を活用した認知症対策の取組み。

基本目標２ 丸ごとのしかけづくり

取 組	事業数	A	B	C	D	E
施策① ボランティア活動の推進 (災害ボランティアセンター)	22	7	5	2	7	1
		31.8%	22.7%	9.1%	31.8%	4.5%
施策② 地区連絡会（自主防災組織）との連携と支援	10	2	4	2	1	1
		20.0%	40.0%	20.0%	10.0%	10.0%
施策③ 阿蘇やまびこネットワークの推進	16	4	3	5	4	0
		25.0%	18.8%	31.3%	25.0%	0.0%

全体的に A 評価の割合が低く、今後は実施内容の検討をした上で取組を推進していく必要があります。特に、施策①ボランティア活動の推進と施策③阿蘇やまびこネットワークの推進については D 評価の割合が高くなっており、事業の見直しを検討することも考えられます。

施策① ボランティア活動の推進（災害ボランティアセンター）

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
ボランティアに関する啓発・広報	福祉係	B	B	B	社会福祉協議会を通じた周知	年2回ほど行っている実績から。
ポイント制度住民参加型企画	福祉係	B	B	B	ボランティアなどをポイント制にして特典などを受けられる仕組づくり	令和7年度より実施予定。
社会福祉協議会と連携した活動	総務係	C	E	D	必要に応じて防災官の指示などにより連携をとっていく	実績はないが、有事の際は実行できるように準備をしている。
災害ボランティア養成講座の実施	総務係	C	E	D	受援体制の整備事業	実績はないが、受け入れ体制の整備は今後進めていく。
児童生徒の防災防犯体験学習の実施	総務係	A	A	A	防災官による防災講話	町内の小中高校に出向き、防災講話を実施。
災害ボランティアセンター設置訓練要請	総務係	C	E	D	必要に応じて防災官の指示などにより連携をとっていく	実績はないが、今後有事に備えて訓練の要請も検討している。
避難所でのボランティア対策の検討	総務係	C	E	D	受援体制の整備事業	実績はないが、受け入れ体制の整備は今後進めていく。
災害ボランティアセンター設置訓練の実施依頼	総務係	B	B	B	高森町防災計画	ボランティアセンターの訓練を過去2回行った。令和元年度にも実施予定。
人材発掘と育成支援によるボランティアセンター運営強化	社会福祉協議会	C	D	C	ボランティアセンター事業	センターの見直しが必要。しかし、見直しが出来ていない。
ボランティア連絡協議会との連携による研修・企画実施	社会福祉協議会	B	B	B	ボランティアセンター事業	県内イベント研修、総会後研修、災害VOC訓練の事業に参加と企画が出来ている。
サロンボランティアリーダー研修会を年1回以上開催（ボランティア協会）	社会福祉協議会	A	A	A	年6回開催	研修会を行う事により、ボランティア各1人の意識の変化が増えた。
防災、防犯対策体験学習の実施	社会福祉協議会	D	D	D	福祉教育事業	防災担当と連携し取り組む。
シルバーヘルパー養成講座実施（全体研修の実施）	社会福祉協議会	A	A	A	老人クラブ連合会事業	阿蘇市社協と連携し毎年実施。
災害ボランティア養成講座実施	社会福祉協議会	D	D	D	阿蘇ブロック社会福祉協議会事業	H27年度まで事業を実施していた。

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
災害ボランティアセンター設置訓練	社会福祉協議会	A	A	A	ボランティアセンター事業（1日ボランティアの日）	H30年度より毎年度1回事業実施。
避難所でのボランティア受け入れ対策の検討、育成	社会福祉協議会	D	D	D	ボランティアセンター事業実績なし	今後、事業検討する。
災害ボランティアセンター設置訓練の実施	社会福祉協議会	A	A	A	ボランティアセンター事業（1日ボランティアの日）	H30年度より毎年度1回事業実施。
災害ボランティアセンター運営に係る事前準備の検討	社会福祉協議会	A	A	A	ボランティアセンター事業	行政と連携。
ボランティア受け入れ体制整備	社会福祉協議会	B	B	B	ボランティアセンター事業	登録・斡旋実施。今後更に展開する。
阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会との連携	社会福祉協議会	A	A	A	阿蘇ブロック社会福祉協議会事業	会議・研修企画。隔年度のイベント実施。
避難所のボランティア斡旋	社会福祉協議会	E	E	E	ボランティアセンター事業実績なし	今後、事業検討する。
ボランティアスタッフ人材育成と確保	社会福祉協議会	C	C	C	ボランティアセンター事業	登録事業実施。人材確保に課題ある。

施策② 地区連絡会（自主防災組織）との連携と支援

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
社会福祉協議会と連携した地区連絡会の後方支援	福祉係	A	A	A	社会福祉協議会との連携	町から社協を通じ、助成金により支援している。
地域の自主的な防災・防犯の見守り体制の構築するため、社会福祉協議会と連携し実施	福祉係	A	A	A	社会福祉協議会との連携	自主防災組織の構築にも注力し、定期的な情報提供をした実績から。
地区での防災見守りマップ作成の推進	総務係	E	E	E	マップ作成実績なし	マップはまだ作成していないものの、今後作成することも視野にされる。
避難行動要支援者登録の推進と活用	福祉係	A	A	B	要支援者登録を推進中、名簿あり	2025年2月に最新版に更新。
地区連絡会での地域コミュニティ活動支援	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業	自主防災組織（連絡会）活動の自主性。
地域の自主的な防災・防犯の見守り体制の構築するため、行政と連携し実施	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業	行政と連携し避難行動要支援者名簿策定済。 更に個別避難計画を自主防災組織と連携して取り組む。

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
関係機関と連携した連絡会の活動支援	社会福祉協議会	D	D	D	地域福祉活動事業	自主防災組織（連絡会）の自主性であるが、依頼があれば関係機関との調整する。また、協議の必要がある。
連絡会への助成	社会福祉協議会	A	B	B	地域福祉活動事業	申請地区に活動への助成実施。
防災見守りマップ作成の支援	社会福祉協議会	B	C	C	地域福祉活動事業	自主防災組織（連絡会）設置地区に対し、マップ作成に取り組んでいる。
マップをもとにした地区での見守り活動の支援	社会福祉協議会	B	C	C	地域福祉活動事業	マップを作成済の組織は定期的に実施している。

施策③ 阿蘇やまびこネットワークの推進

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
各種団体との顔の見える関係づくりを進めていく	福祉係	A	A	A	社会福祉協議会との連携	民生委員、老人クラブ、身障協会、ボラ連など、各種団体と定期的に会議開催。
阿蘇やまびこネットワーク連絡会関係団体との連携	福祉係	A	A	A	社会福祉協議会との連携	2年に1回、阿蘇やまびこネットワーク連絡会会議開催。
地区連絡会定期開催の予定表を作成し情報提供を実施	社会福祉協議会	D	D	D	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	実施なしではあるが、年1度報告は受けている。
地区の課題等を協議し、解決策や専門機関とのつなぎを図る	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業・生活支援体制整備事業	かたろう会で取り組む予定。
専門機関と連携を強化し協同とした企画の実施	社会福祉協議会	C	C	D	地域福祉活動事業	実施なし。
阿蘇やまびこネットワーク連絡会を年1回開催	社会福祉協議会	D	D	D	阿蘇やまびこネットワーク事業	本来ならば毎年実施すべきである。現状は各年度実施。地域包括ケアシステムを見据えて実施する。
地区連絡会役員との連携を強化し、子ども・高齢者・障がい者・児の安心安全研修会の実施	社会福祉協議会	B	C	C	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	自主防災組織の自主性に一任。各地域かたろう会に於いても実施予定。
地区協力員の設置（福祉推進員、防災員等）	社会福祉協議会	B	C	C	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	現在23地区で自主防災組織（連絡会）設置。未設置の地区は行政と共同で設置を目指す。設置は協力員を含めている。
民生委員、駐在囑託員、協力員の連携強化の支援	社会福祉協議会	A	A	A	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	自主防災組織（連絡会）には、駐在員・民生委員児童委員含む。

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
見守り実施団体への情報提供	社会福祉協議会	A	A	A	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	行政と連携し避難行動要支援者名簿を民生委員児童委員に情報提供。
防災福祉マップの作成支援	社会福祉協議会	B	C	C	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	自主防災組織（連絡会）設置地区に対し、マップ作成を促している。
見守り活動（防犯）等へつなぐ取組の支援	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	民生委員児童委員活動支援及び自主防災組織（連絡会）で実施地区に対し活動助成。
連絡会での世帯台帳整備促進	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	自主防災組織内で整備する方向で取り組んでいる。
防災・防犯対策について、関係機関と連携による支援実施	社会福祉協議会	C	C	C	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）・生活支援体制整備事業	自主防災組織並びに各地域かたろう会で取り組む。
阿蘇やまびこネットワーク協力団体との連携強化	社会福祉協議会	C	C	C	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	行政（警察・消防）機関と連携しているが十分ではない。
地区連絡会定期開催の予定表を作成し情報提供を実施	社会福祉協議会	D	D	D	地域福祉活動事業（阿蘇やまびこネットワーク事業）	実施なしではあるが、年1度報告は受けている。

基本目標3 地域共生社会の実現に向けた体制整備強化

取 組	事業数	A	B	C	D	E
施策① 生活支援体制の整備	18	7	4	3	0	4
		38.9%	22.2%	16.7%	0.0%	22.2%
施策② 組合相談支援体制（生活困窮者・権利擁護・ひきこもり等）の充実と対応（地域包括ケア）	15	3	9	3	0	0
		20.0%	60.0%	20.0%	0.0%	0.0%
施策③ 関係機関・団体との連携	29	7	11	5	1	5
		24.1%	37.9%	17.2%	3.4%	17.2%

全体的に A 評価及び B 評価の割合が高く、概ね順調に推進できていると思われます。一方、施策①生活支援体制の整備と施策③関係機関・団体との連携については E 評価事業があることから、事業の実施が可能かを含めて取組を検討する必要があると考えられます。

施策① 生活支援体制の整備

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
空き家を利用したサロン事業や健康教室等の開催	まちづくり係	E	E	E	実施事業なし	空き家バンク登録物件で使用できる物件がない。
	介護保険係	E	E	E	実施事業なし	町内全域で公民館改修と通いの場立ち上げを行ったため、空き家利用は行わない。
手すり設置、段差解消等の改修の有効性の啓発	福祉係	A	A	A	地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）	日常生活用具給付等事業での実績による。
	介護保険係	A	A	A	介護保険についてのパンフレットを作成し、普及啓発。	介護保険給付の中で実施している。
補助金の交付	介護保険係	A	A	A	介護給付として実施済み。	介護保険制度の中で実施している。
身体障がい者・児及び高齢者等の住宅改修、改造における補助制度の周知	福祉係	A	A	A	地域生活支援事業（高齢者等住宅改造事業）	高齢者等住宅改造事業での実績による。
	介護保険係	A	A	A	介護支援専門員連絡会で制度周知	パンフレット及びケアマネージャーにより、周知できている。
山間部での生活支援ハウスや共同住宅等の設置検討（ニーズ調査等）	福祉係	E	E	E	実施事業なし	実績なしによる。
	介護保険係	C	C	C	介護保険事業計画に設置検討を盛り込む。	実勢には検討・協議できていない。
既存公共施設の縁がわの機能の検討・空き家の実態調査と活用方法の検討	まちづくり係	B	C	B	H28 に空き家バンク制度開始	空き家バンク制度開始。
空き家の実態調査と活用方法の検討	まちづくり係	B	C	C	空き家バンク制度（熊本大学との連携事業）	空き家バンクに 14 件の物件登録があり、3 件の成約済み。
	福祉係	B	C	C	実施事業なし	実績なしによる。
防災無線による子どもの見守り呼びかけ	総務係	A	A	A	長期休暇中の帰宅及び見守りの呼びかけ。	防災無線にて児童による帰宅と地域の見守り呼びかけを実施。
介護保険年齢到達時（65 歳）説明会	介護保険係	B	B	B	65 歳年 1 回、70 歳年 2 回、75 歳年 3 回開催	説明会を開催しているものの参加率が低い。
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉施設との連携	社会福祉協議会	A	A	A	連携体制構築	問い合わせがあった場合は迅速に対応する。
次世代を担う子どもたちへの学習講座の実施	社会福祉協議会	B	B	B	福祉教育事業	町立学校と連携して実施 地域包括支援センター、福祉施設と共同実施。
企業・事業所と連携したユニバーサルデザイン講座の企画	社会福祉協議会	E	E	E	事業実績なし	今後、事業検討する。
座談会等での各種ニーズの把握	社会福祉協議会	B	B	B	しくみづくり協議体設置（7 地域）・健康推進支援員共同	健康推進支援員と共同でかたろう会設置し、地域ニーズの把握に努めている。

施策② 組合相談支援体制（生活困窮者・権利擁護・ひきこもり等）の充実と対応（地域包括ケア）

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
個々の相談を必要に応じ総合相談につなげる	福祉係	B	B	B	主に窓口業務など	各種相談をいかに適切に関係機関・団体へつなげられるか、鋭意努力している。
自助・近助・協助・公助の関係が必要であり、地域ケア会議の開催	介護保険係	B	B	B	地域ケア会議の定期開催実施。	毎月開催できている。冬場は雪等の状況を勘案し zoom による開催としている。
小地域に出向き地域包括ケアの啓発・広報の実施	介護保険係	B	B	B	通いの場での説明会や地域での健康教室等で啓発・広報を実施	随時、地域に出向いて実施している。
自助、公助、共助の体制づくりに向けた協議	介護保険係	B	C	C	生活体制整備事業として社協に委託している。	一部地域で地域課題を話し合うかたろう会を立ち上げてはいるが、体制作りには至っていない。
権利擁護に関する相談に対し必要に応じて関係機関との連携	福祉係	A	B	A	権利擁護	相談があった際に関係機関と調整。
居宅介護支援事業所、障がい福祉施設への周知及び連携	福祉係	A	A	A	居宅介護支援事業、障がい福祉事業	地域包括支援センターを交え、連携は取れている。
地域包括ケア啓発・取組の広報を行い、地域住民や町全体でのネットワークを作る	介護保険係	A	A	A	町内全域に 50 箇所の通いの場を立ち上げ、地域コミュニティを強化	公民館では通いの場だけでなく、避難フェスを開催するなど見守りや防災意識の向上を図った。
福祉サービス・制度周知	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業	広報、各団体の会議や各事業に於いて情報提供している。
地域に密着した情報発信、相談窓口の拠点づくりの実現	社会福祉協議会	B	B	B	心配ごと総合相談事業／生活困窮者自立支援事業等	行政・専門職種と連携し取り組んでいるが、重層的支援体制整備事業を視野に取り組む。
生活困窮者対策の体制づくりの構築及び早期対応	社会福祉協議会	B	B	B	研修会への参加。行政・関係機関と連携し事業展開。	相談者に寄り添った支援を重視。就労支援することが概ねできたと考えている。
生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会	B	B	B	熊本県社協受託事業・町社協生活福祉資金貸付事業	相談者に寄り添った対策を重視。
あらゆる問題・課題に対応した、自・公・共助づくりに向けた協議実施	社会福祉協議会	B	B	B	生活支援体制整備事業	各地区しくみづくり協議体設置（現 7 地域）。
行政と連携した地域包括ケアシステムの構築と定期会議実施	社会福祉協議会	C	C	C	地域福祉活動事業、地域包括支援センター事業	地域包括支援センター事業 多職種連携事業に取り組む。
権利擁護事業の実施	社会福祉協議会	B	B	B	支援件数：6 件	権利擁護事業の取組み。地域包括支援センターとの連携。
権利擁護の制度についての情報発信	社会福祉協議会	C	C	C	問い合わせがあった際に情報提供している	今後、広報誌を活用し積極的に取り組む。

施策③ 関係機関・団体との連携

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
ポイント制度の導入検討	国民健康保険係	D	E	E	熊本連携中枢都市圏域事業での導入も視野に検討中。	令和7年度実施予定。
ボランティア団体との連携	福祉係	A	A	A	社協との定期的な会議開催など	ボランティア連絡協議会は年2回が開催されており、そこで連携を図っている。
連絡会等を通じた住民参加型ポイント制度に関するニーズ調査	社会福祉協議会	E	E	E	ボランティアセンター 実績なし	行政と連携し取り組む予定。
介護サポーター連絡会立ち上げ支援	介護保険係	B	B	B	生活支援サポーター養成講座の実施（毎年） 2月に1回、連絡会を開催	生活支援サポーターの運営に課題はあるものの、2月に1回の連絡会が開催できているため。
地区連絡会役員との連携を強化し、研修会等の開催	介護保険係	B	B	B	健康推進支援員の集落担当を配置（津留野尻、尾下河原、草部北部、草部南部、色見、上色見）	各集落でかたろう会を設置し、地域課題を話し合ってもらった。
民生委員、駐在囑託員、協力員の連携強化の支援	福祉係	A	A	A	自主防災組織	自主防災組織で必要に応じて会議を開催。
自主防災組織の支援	総務係	C	C	C	自主防災組織未結成地域への支援	色見地区の自主防災組織の立上。
防災訓練等の支援	総務係	B	B	B	自主防災組織防災訓練への参加	自主防災組織主催の防災訓練に行政として参加。
安心安全パトロール隊（青色パトロール）による巡回パトロール	総務係	D	D	D	防犯パトロール	地震後より役場隊員のパトロールは滞っている。
見守り実施団体への情報提供	総合窓口係	B	B	B	住民異動情報の提供	駐在囑託員に対し住民異動情報を提供（月1回）。
避難場所の情報提供と避難経路支援	社会福祉協議会	C	C	C	事業実績なし	実施なし。
住民福祉、健康推進、社協を中心とした地域福祉推進会議を設置し、各種連絡調整を行う。	福祉係	B	B	B	R5.7.7 設置要綱制定、令和5年度に2回開催	今後も年1～2回開催予定。
推進会議への参加	社会福祉協議会	A	A	A	地域福祉活動事業	H30 年度より、行政（住民福祉課・健康推進課）と合同で、事業見直し及び新規事業を検討会議実施している。
山間地域拠点事業の継続・拡大による地域拠点の縁がわ事業の推進	社会福祉協議会	A	A	A	高森町健康づくりふれあいいきいきサロン事業・健康推進支援員共同	山間地域4か所実施。

行政の主な取組	担当係	推進度	達成度	総合評価	事業実績	評価理由
産業振興、地域づくりと関連した高齢者・障がい者・児の活躍の機会・場づくりを検討	農林振興係	E	E	E	実施事業なし	実績なしによる。
	政策企画係	E	E	E	実施事業なし	実績なしによる。
	財産管理係	A	A	A	清掃委託事業	毎年、2箇所に於いて、月10回～20回程度の清掃事業を町内障がい者施設に業務委託をしている。
	介護保険係	C	C	C	ボランティア、通いの場等について推進。	係として実施しているが、横の連携ができていないため評価はCとした。
地区連絡会との連携による、地域のコミュニティ拠点活動づくりの実現	社会福祉協議会	B	B	B	しくみづくり協議体設置（7地域）・健康推進支援員共同	かたろう会にてコミュニティ活動創出について協議に努めている。
防災見守りマップ作成をとおして地域でも要援護者情報を共有し、避難支援につなげていく	福祉係	B	B	B	避難行動要支援者情報提供及び避難訓練の実施	関係者と要支援者情報を共有し、避難訓練を実施。
駐在嘱託員、民生児童委員及び自主防災組織との情報共有と連携	福祉係	A	A	A	避難行動要支援者情報提供	自主防災組織で必要に応じ会議を開催。
	総務係	B	C	C	駐在員および消防団と連携し災害訓練を行う	毎月1回、避難行動要支援者の情報を更新しているほか、福祉関連事務所と無線訓練を実施している。
福祉関連事業所との福祉避難所に関する連携	福祉係	B	B	B	連携は取れている	かたろう会にて住民アンケート実施。課題抽出に取り組んでいる。
地域との連携による情報の強化、課題等の対策を図る	社会福祉協議会	B	B	B	しくみづくり協議体（かたろう会）7地域設置・健康推進支援員共同	かたろう会にて住民アンケート実施。課題抽出に取り組んでいる。
地区連絡会（自主防災会）活動の支援を実施	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉活動事業	組織の申請により活動助成実施。
防災訓練等、福祉避難所との連携した訓練	社会福祉協議会	B	B	B	ボランティアセンター事業	自主防災組織と連携した取り組み実施。
社会福祉協議会及び老人クラブとの連携	福祉係	A	A	A	高齢者在宅福祉事業	社会福祉協議会を通じ、町内10クラブに助成を行っている。
地区連絡会と連携した企画推進	社会福祉協議会	B	B	B	地域福祉事業・生活支援体制整備事業	しくみづくり協議体（かたろう会）での取り組み。
老人クラブとの連携 サロン活動 会員加入に促進に向けた研修実施	社会福祉協議会	C	D	C	健康づくりふれあいいきいきミニデイ事業	単位老人クラブとは連携はできていない。検討する。

2 第4期高森町地域福祉プランの取組内容

基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり

① 啓発・広報

【行政の取組】

主な取組	担当係
広報紙、ホームページ、T P C（たかもりポイントチャンネル）等での広報活動	福祉係
各種会合等で折に触れ地域福祉の啓発、情報提供	福祉係
地域包括ケアの根幹となる自助・共助の住民意識・自立の意識付け（包括）	介護保険係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
民生委員・児童委員協議会での地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレット等の配布・情報提供	社会福祉協議会	広報誌発刊事業、地域包括支援センター事業で社会資源のパンフレット作成
地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレット等の作成	社会福祉協議会	広報誌年3回各戸配布、地域包括支援センター作成パンフレット等は作成後、各戸配布・通いの場・ミニデイサービス事業・各種会議等で配布
各地区連絡会での地域福祉の重要性や各自の担うべき役割等に関するパンフレット等の配布・情報提供	社会福祉協議会	社会福祉協議会 HP、阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会 HP、高森町 HP リンク

② 子どもの時から福祉教育

【行政の取組】

主な取組	担当係
総合学習・人権学習のなかで地域福祉の啓発	学校教育係
各学校での毎年度認知症サポーター養成講座	学校教育係
学校、コミュニティスクール団体等との連携	学校教育係
ボランティア連絡協議会との連携	学校教育係
防災、防犯対策体験学習の実施	学校教育係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
学校、教育委員会等との連携	社会福祉協議会	高森中央学園・高森東学園学校運営協議会委員 福祉教育事業・子どもデイサービス事業
ボランティア協力校の支援 (ゲストティーチャー支援)	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業 (福祉教育推進校助成 事業)
ボランティア連絡協議会と連携したワーク キャンプ等の実施 (福祉教育体験学習)	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業 (福祉体験学習事業)
コミュニティスクール団体との連携による 企画と事業実施	社会福祉協議会	高森中央学園・高森東学園学校運営協議会

③ 生涯教育での福祉・健康づくり

【行政の取組】

主な取組	担当係
社会福祉協議会及び老人クラブとの連携	福祉係
介護保険年齢到達時 (65 歳) 説明会	介護保険係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
地区連絡会と連携した企画推進	社会福祉協議会	地域福祉推進事業・生活支援体制整備事業
老人クラブとの連携・サロン活動会員加 入促進に向けた研修実施	社会福祉協議会	老人クラブ連合会事業・ふれあいいきいきミニ デイ事業

④ 福祉座談会の開催

【行政の取組】

主な取組	担当係
定期座談会の開催支援 (目的を明確にした会合)	福祉係
座談会情報を行政として共有し活用	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
地区連絡会定期開催の予定表を作成し情 報提供を実施	社会福祉協議会	自主防災組織一任
地区の課題等を協議し、解決策や専門機 関とのつなぎを図る	社会福祉協議会	かたろう会 (生活支援体制整備事業しくみづく り協議体)・地域福祉推進会議 (第1層)
専門機関と連携を強化し協同とした企画 の実施	社会福祉協議会	かたろう会・健康推進支援員共同事業・地域包 括支援センター事業

⑤ 災害ボランティアセンター

【行政の取組】

主な取組	担当係
災害ボランティアセンターの設置	総務係
災害ボランティアセンター設置訓練の実施依頼	総務係
災害ボランティアセンター運営に係る事前準備の検討	総務係
避難所へのボランティア要請	総務係 福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
災害ボランティアセンター設置訓練の実施	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業
災害ボランティアセンター運営に係る事前準備の検討	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・ボランティア連絡協議会事業
ボランティア受け入れ体制整備	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業
阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会との連携	社会福祉協議会	阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会事業
避難所のボランティア斡旋	社会福祉協議会	行政連携
ボランティアスタッフ人材育成と確保	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・ボランティア連絡協議会事業

基本目標２ 支え合いの仕組みづくり

① ボランティア活動の推進

【行政の取組】

主な取組	担当係
ボランティアに関する啓発・広報	福祉係
ポイント制度住民参加型企画	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
人材発掘と育成支援によるボランティアセンター運営強化	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・ボランティア連絡協議会事業・地域包括支援センター事業
ボランティア連絡協議会との連携による研修・企画実施	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・ボランティア連絡協議会事業・高 SPO 連携事業
サロンボランティアリーダー研修会を年 1 回以上開催（ボランティア協会）	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・ボランティア連絡協議会事業・高 SPO 連携事業
防災、防犯対策体験学習の実施	社会福祉協議会	地域福祉推進事業・ボランティアセンター事業（福祉教育事業）
シルバーヘルパー養成講座実施（全体会研修の実施）	社会福祉協議会	老人クラブ連合会事業

② 各地区連絡会の立ち上げと支援

【行政の取組】

主な取組	担当係
社会福祉協議会と連携した地区連絡会の後方支援	福祉係
地域の自主的な防災・防犯の見守り体制の構築するため、社会福祉協議会と連携し実施	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
地域の自主的な防災・防犯の見守り体制の構築するため、行政と連携し実施	社会福祉協議会	地域福祉推進事業・民生委員児童委員協議会事業・生活支援体制整備事業
関係機関と連携した連絡会の活動支援	社会福祉協議会	連絡会を自主防災組織とする 地域福祉推進事業・生活支援体制整備事業・地域包括支援センター事業
連絡会への助成	社会福祉協議会	共生の地域づくり助成事業

③ 見守りネットワークの推進

【行政の取組】

主な取組	担当係
地域包括ケア啓発・取組の広報を行い、地域住民や町全体でのネットワークを作る	介護保険係
介護サポーター連絡会立ち上げ支援	介護保険係
地区連絡会役員との連携を強化し、研修会等の開催	介護保険係
民生委員、駐在嘱託員の連携	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
地区連絡会役員との連携を強化し、子ども・高齢者・障がい者・児の安心安全研修会の実施	社会福祉協議会	地域福祉推進事業・かたろう会
地区協力員の設置（福祉推進員、防災員等）	社会福祉協議会	地域福祉推進事業・かたろう会
民生委員、駐在嘱託員、協力員の連携強化の支援	社会福祉協議会	民生委員児童委員協議会事業
見守り実施団体への情報提供	社会福祉協議会	地域福祉推進事業（各種団体）・民生委員児童委員協議会事業・地域包括支援センター事業

④ サロンの推進

【行政の取組】

主な取組	担当係
健康づくりや介護予防にとってサロンの有効さの啓発	介護保険係
サロンの立ち上げ支援	介護保険係
サロン運営の人材育成事業	介護保険係
子育て支援センターでのワンストップ型の交流/施設での整備検討	子ども未来係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
出会いの場、仲間・交流の場づくりとしてサロン活動の推進	社会福祉協議会	ふれあいいきいきミニデイ事業・地域包括支援センター事業・かたろう会等
支えあい・助け合いの意識付け	社会福祉協議会	社協全事業・地域包括支援センター事業
地区連絡会による世代間交流事業の支援	社会福祉協議会	自主防災組織・かたろう会
サロンボランティアリーダー研修会	社会福祉協議会	ふれあいいきいきミニデイ事業・健康推進支援員

⑤ 住民参加型生活支援

【行政の取組】

主な取組	担当係
ポイント制度の導入検討	国民健康保険係
ボランティア団体との連携	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
連絡会等を通じた住民参加型ポイント制度に関するニーズ調査	社会福祉協議会	現在実績なし。R7 年度実施予定

⑥ 地域子育て支援

【行政の取組】

主な取組	担当係
子育てに地域がより関わることによる子育ての楽しさの啓発、仕組の工夫	子ども未来係
各種事業での地域住民の協力要請	子ども未来係
母子保健推進員と民生児童委員の連携	福祉係 子ども未来係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
地域サロン等での高齢者や地域住民と保護者や子どもとの交流支援	社会福祉協議会	ふれあいいきいきミニデイ事業・子どもデイサービス事業
子育てサロンの実施・情報提供	社会福祉協議会	子どもデイサービス事業

⑦ 障がい者・児の地域共生

【行政の取組】

主な取組	担当係
障がいへの理解の啓発	福祉係
障がいがあっても地域で生活できるよう地域での受け入れの推進	福祉係
地域包括システムによる障がい者・児の包括的な支援体制整備の構築	福祉係
就労支援の活発な取組と周知	福祉係
身体障がい者福祉協会、精神障がい者家族の会の活動支援及び情報提供	福祉係
福祉施設との連携による事業の展開、支援	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
身体障がい者福祉協会の活動支援・情報提供	社会福祉協議会	高森町身体障害者福祉協会事業
福祉施設との連携による交流事業の展開	社会福祉協議会	無 R7 年度より法人連携検討中
住民座談会等での障がい者への理解促進	社会福祉協議会	地域福祉推進事業・かたろう会

⑧ 地域での認知症対応

【行政の取組】

主な取組	担当係
認知症に関する正しい理解や相談等の啓発	介護保険係
認知症に関わる関係機関・団体の連携による認知症の人を地域で支える仕組みづくり	介護保険係
認知症サポーター養成講座の定期的開催	介護保険係
事業所、店舗等への認知症の症状のある人への支援の周知	介護保険係
サポーター受講者登録制実施及び定期的な研修	介護保険係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
福祉座談会での認知症の啓発、地域での認知症の人を支える仕組みづくりの支援	社会福祉協議会	かたろう会・地域包括支援センター事業（認知症サポーター養成事業・生活支援サポーター・健康推進支援員）
見守りネットワークのなかで認知症のある人の見守り活動等の支援	社会福祉協議会	民生委員児童委員協議会事業・かたろう会・地域包括支援センター事業（生活支援サポーター事業・健康推進支援員）
阿蘇やまびこネットワーク協力団体との連携強化	社会福祉協議会	地域福祉活動事業
行政と連携した認知症サポーター養成講座の実施	社会福祉協議会	地域包括支援センター事業・健康推進支援員（認知症）

⑨ 福祉コミュニティビジネス事業

【行政の取組】

主な取組	担当係
産業振興、地域づくりに関連した高齢者・障がい者・児の活躍の機会・場づくりを検討	農林振興係 政策企画係 財産管理係 介護保険係
空き家の実態調査と活用方法の検討	まちづくり係 福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
地区連絡会との連携による、地域のコミュニティ拠点活動づくりの実現	社会福祉協議会	かたろう会
行政と連携した情報提供	社会福祉協議会	かたろう会・地域福祉推進会議（第1層）・地域包括支援センター事業

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

① ファミリーサポートセンター

【行政の取組】

主な取組	担当係
子育て支援センターでの子育て支援の推進	子ども未来係
子育て支援センター移転とあわせたファミリーサポート事業の設立検討	子ども未来係

② 介護支援サポーター

【行政の取組】

主な取組	担当係
介護支援サポーターの体制整備	介護保険係
生活支援・介護サポーターの広報、住民周知等参加意識を挙げる	介護保険係
養成講座の継続と人材活用内容の検討	介護保険係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
養成講座および活躍の支援	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・地域包括支援センター事業

③ 総合相談・総合対応

【行政の取組】

主な取組	担当係
個々の相談を必要に応じ総合相談につなげる	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

福祉サービス・制度周知	社会福祉協議会	権利擁護事業・生活困窮者自立支援事業・地域包括支援センター事業
地域に密着した情報発信、相談窓口の拠点づくりの実現	社会福祉協議会	権利擁護事業・生活困窮者自立支援事業・地域包括支援センター事業
生活困窮者対策の体制づくりの構築及び早期対応	社会福祉協議会	権利擁護事業・生活困窮者自立支援事業・地域包括支援センター事業
生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会	熊本県社協生活福祉資金貸付事業・高森町社協生活福祉資金貸付事業

④ 地域包括ケアへの地域福祉としての貢献

【行政の取組】

主な取組	担当係
自助・近助・協助・公助の関係が必要であり、地域ケア会議の開催	介護保険係
小地域に出向き地域包括ケアの啓発・広報の実施	介護保険係
自助、公助、共助の体制づくりに向けた協議	介護保険係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
あらゆる問題・課題に対応した、自・公・共助づくりに向けた協議実施	社会福祉協議会	かたろう会・地域福祉推進会議・地域包括支援センター事業
行政と連携した地域包括ケアシステムの構築と定期会議実施	社会福祉協議会	地域包括支援センター事業（多職種連携会議）・地域福祉活動事業

⑤ 権利擁護の推進

【行政の取組】

主な取組	担当係
権利擁護に関する相談に対し必要に応じて関係機関との連携	福祉係
居宅介護支援事業所、障がい福祉施設への周知及び連携	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
権利擁護事業の実施	社会福祉協議会	地域包括支援センター事業・生活困窮者自立支援事業・権利擁護事業
制度についての情報発信	社会福祉協議会	広報誌発刊事業・HP 運営事業
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉施設との連携	社会福祉協議会	組織再編

基本目標4 安全・安心なまちづくり

⑤ 災害ボランティアの育成

【行政の取組】

主な取組	担当係
ボランティアに関する啓発・広報	福祉係
ポイント制度住民参加型企画	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
人材発掘と育成支援によるボランティアセンター運営強化	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・ボランティア連絡協議会事業・地域包括支援センター事業
ボランティア連絡協議会との連携による研修・企画実施	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・ボランティア連絡協議会事業・高 SPO 連携事業
サロンボランティアリーダー研修会を年1回以上開催（ボランティア協会）	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業・ボランティア連絡協議会事業・高 SPO 連携事業
防災、防犯対策体験学習の実施	社会福祉協議会	地域福祉推進事業・ボランティアセンター事業（福祉教育事業）
シルバーヘルパー養成講座実施（全体研修の実施）	社会福祉協議会	老人クラブ連合会事業

② 防災見守りマップ作成

【行政の取組】

主な取組	担当係
地区での防災見守りマップ作成の推進	総務係
避難行動要支援者登録の推進と活用	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
防災見守りマップ作成の支援	社会福祉協議会	地域福祉推進事業
マップをもとにした地区での見守り活動の支援	社会福祉協議会	同上

③ 地域の防災・防犯

【行政の取組】

主な取組	担当係
自主防災組織の支援	総務係
防災訓練等の支援	総務係
防災無線による子どもの見守り呼びかけ	総務係
安心安全パトロール隊（青色パトロール）による巡回パトロール	総務係
防犯街路灯の設置及び補助	総務係
見守り実施団体への情報提供	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
防災福祉マップの作成支援	社会福祉協議会	地域福祉推進事業
見守り活動（防犯）等へつなぐ取組の支援	社会福祉協議会	地域福祉推進事業
連絡会での世帯台帳整備促進	社会福祉協議会	地域福祉推進事業（避難行動要支援者名簿）
防災・防犯対策について、関係機関と連携による支援実施	社会福祉協議会	地域福祉推進事業（行政連携）

④ 災害時要援護支援

【行政の取組】

主な取組	担当係
防災見守りマップ作成をとおして地域でも要援護者情報を共有し、避難支援につなげていく	福祉係
駐在嘱託員、民生児童委員及び自主防災組織との情報共有と連携	福祉係
福祉関連事業所との福祉避難所に関する連携	福祉係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
地域との連携による情報の強化、課題等の対策を図る	社会福祉協議会	かたろう会・地域福祉推進会議（第1層）
地区連絡会（自主防災会）活動の支援を実施	社会福祉協議会	連絡会を自主防災組織とする地域福祉推進事業・生活支援体制整備事業
防災訓練等、福祉避難所との連携した訓練	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業

⑤ 地域の縁がわとなる拠点機能の充実

【行政の取組】

主な取組	担当係
既存公共施設の縁がわ的機能の検討・空き家の実態調査と活用方法の検討	まちづくり係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
山間地域拠点事業の継続・拡大による地域拠点の縁がわ事業の推進	社会福祉協議会	ふれあいいきいきミニデイ事業・かたろう会
地区連絡会での地域コミュニティ活動支援	社会福祉協議会	かたろう会

⑥ 移動手段・買い物等の利便性確保

【行政の取組】

主な取組	担当係
地域支援事業（軽度生活支援・外出支援サービス）	福祉係 介護保険係
買い物支援サービスの検討	介護保険係
町民バス、乗り合いタクシーの情報提供及び制度周知	交通政策係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
外出支援サービス実施 町内病院への通院サービス(健康推進課と連携)	社会福祉協議会	外出支援サービス事業 移動支援事業
買い物支援サービスの検討 行政・事業所との協議 有償ボランティア等の検討	社会福祉協議会	健康推進課実施 かたろう会

⑦ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

【行政の取組】

主な取組	担当係
公共施設、公共空間のユニバーサルデザインの推進	関係各課
空き家を利用したサロン事業や健康教室等の開催	まちづくり係 介護保険係
やさしいまちづくりに関する施策の効果的な推進	関係各課

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
次世代を担う子どもたちへの学習講座の実施	社会福祉協議会	ボランティアセンター事業（福祉教育事業）

⑧ 住宅改修

【行政の取組】

主な取組	担当係
手すり設置、段差解消等の改修の有効性の啓発	福祉係 介護保険係
補助金の交付	介護保険係
身体障がい者・児及び高齢者等の住宅改修、改造における補助制度の周知	福祉係 介護保険係

⑨ 福祉資源の充実、高齢者住宅の建設

【行政の取組】

主な取組	担当係
山間部での生活支援ハウスや共同住宅等の設置検討（ニーズ調査等）	福祉係 介護保険係

【社会福祉協議会の取組】

主な取組	担当係	具体的な内容
座談会等での各種ニーズの把握	社会福祉協議会	かたろう会・健康推進支援員・地域包括支援センター

3 高森町地域福祉プラン策定委員会設置要綱

平成14年7月25日

訓令第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町地域福祉計画策定委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高森町は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定するための高森町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、高森町地域福祉計画の策定及び変更に関する事項について協議する。

(構成)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、町長が委嘱する。

2 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の中から委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、町長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(検討委員)

第7条 委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、検討委員を置く。

2 検討委員の委員は、町職員・町社会福祉協議会職員・関係機関をもって構成する。

3 検討委員は、計画策定に関し、総合的な地域福祉に関する事項を協議する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

改正文（平成26年4月1日訓令第7号）抄

平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月1日訓令第5号）

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

4 高森町地域福祉プラン策定委員会委員名簿

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	高森町議会産業厚生常任委員長	後藤 三治	
2	高森町教育長職務代理者	廣木 亮子	
3	高森警察署長	村田 英史	
4	医療機関代表	吉見 賢宣	良見内科医院
5	金融機関代表	境 真澄	高森郵便局長
6	高森町消防団団長	大塚 孝倫	
7	高森町立小・中学校校長会代表	梅田 幸博	高森東学園義務教育学校
8	障害者福祉施設代表	手島 清士	障害者支援施設高森寮
9	高齢者福祉施設代表	田代 元樹	特別養護老人ホーム梅香苑・ひめゆり
10	認定こども園高森幼稚園長	檜木野 晃滋	
11	高森保育園長	山村 咲子	
12	高森町商工会会長	吉良 充展	
13	高森町駐在囑託員会長	後藤 秀希	
14	高森町民生委員児童委員協議会会長	嶋田 耕一	
15	高森町老人クラブ連合会長	草村 征憲	
16	高森町身体障害者福祉協会会長	藤本 明美	
17	高森町ボランティア連絡協議会長	住吉 哲郎	P T A 連合会長
	学校運営協議会代表		高森中学校 PTA 会長
18	社会福祉法人高森町社会福祉協議会長	岩下茂巳	副会長

第4期高森町地域福祉プラン
(地域福祉計画及び地域福祉活動計画)

2025(令和7)年3月

発行・編集：高森町 住民福祉課
高森町社会福祉協議会



高森町